

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

諮第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、諮第1号の件につきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条には、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっております。また、第6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとなっております。

委員は5人ありまして、任期は3年でございます。

今回ご推薦いたしたい方は、下田市東本郷一丁目6番13号、和泉卿子さんでございます。年齢は、昭和18年1月5日生まれ66歳で、重任でございます。なお、任期は平成22年3月31日まででございます。

和泉さんは、昭和40年3月、玉川大学文学部を卒業され、昭和40年4月、静岡県賀茂村村立安良里中学校に奉職されました。その後、賀茂郡内の中学校を歴任され、平成14年3月退職されました。退職後、平成16年4月より人権擁護委員となられ、現在に至っております。

人権擁護委員として適任でありますので、重ねてご推薦するものでございます。ぜひともご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

#### 議第72号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第72号 監査委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第72号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、監査委員の選任に関する件でございます。地方自治法第195条の規定に基づき、本市に識見を有する監査委員を置くため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

地方自治法第196条第1項の規定は、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關しましてすぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するというものでございます。

次に、選任いたしたい方でございますが、下田市吉佐美1662番地の土屋國芳さんでございます。生年月日は昭和15年2月16日生まれで、現在69歳でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の土屋國芳監査委員の任期が平成21年12月9日に満了となったため、再任をお願いするものでございます。

土屋さんは、昭和37年4月、静岡県職員に採用されまして、以後、賀茂支庁、県経済部、農林水産部、下田財務事務所、出納局など、静岡県職員として38年間勤務され、平成12年3月に退職されました。以後、平成13年12月から下田市監査委員に選任されまして、現在に至っているものでございます。

土屋さんは、財務管理、事業の経営管理、一般行政事務に関してすぐれた識見を有し、行政知識が豊富であり、平成13年に監査委員に就任されまして2期8年間、積極的に監査業務に取り込まれるなど、適任者であると思います。

したがって、今後におきましても、引き続き監査委員といたしましてご同意をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋誠司君） 監査委員は非常に立派な方ですけれども、ただ一つ残念なことがあります。というのは、監査というのは、自分は市の行政に対することで一番最後にチェックするべきところかなと思っていたんですけれども、今まで監査請求しても、金銭に伴わないものは監査対象外みたいな回答がありました。

それはそれとして、特に今回、また言いたいのは、一般廃棄物処理業の許可に対する、許可するには市が直営委託で、処理が困難である場合には認められるということになっておりますけれども、廃棄物処理基本計画、前から言っていますけれども、この基本計画には支障なく処理しているって書いてあるんですね。それにもかかわらず、処分業の許可を出しているということは、監査としてこれをずっとやってくられなかったと思うんですよ。このことがありますので、そういうことをやってくればいいんですけれども、やらないということが非常にまずいんじゃないかと思います。その辺はどう思っていますか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 議員からは、人物は大変立派な方だという一方、一つのことを、こ

れについてということで一般廃棄物の取り扱い、監査が不十分だ、やってこられなかったということでの反対といえますか、意見であろうかと思えます。

行政の執行の中でいろいろな事項があろうかと思えます。我々としては、監査委員、これは当然に皆さんもご承知のとおり独立した執行機関でありまして、ある一定の条件はありますが、これは当局と監査事務局とは独立した機関で、しっかりと監査をお願いする。これは法令の中でもしっかり列記されているところがございます、大変申しわけありません、一つのこと、これがしっかりやられなかったからということでの判断よりも、これはこれでまた、監査委員も多分この議論は後ほど承知をしたいと思います。そういうことで、それらについては監査委員の判断にお任せすることになろうかと思えますけれども、今言いましたように、監査全般にわたってしっかりと監査をしていただいているということでございますので、今回再任をお願いしたものでございます。何とかご理解をお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） このですね、してはならないということは、全部監査を監査委員が調べるのは大変ですけれども、議会から何回か指摘されているんですよ。それについて、そういうものを監査というか、いわゆる金銭に指定がなかったらいいというか、そうでなくて、例えば、もう一つは、去年までの教育委員会の議事録の問題だって、あれは明らかに規則とかに違反していますよね。あれについても金銭等には問題なしでね。それと、行政として、最終的に法等に反していても、チェックするところがないんですよ。ないというか、市長部局が監査かどっちかがやってくれればいいけれども、ただ「不備であったで、ごめんなさい」で終わっている、こういうようなものではまずいと思うんです。だから聞いたんですけれども、どうでしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 同じ答弁になろうかと思えますが、我々としては、今までの監査委員の職務に関しましては、当局側と一線を画して、しっかりと、我々にとっては大変厳しい監査の結果を出しているなと思えるほどやっていただいておりますので、これは当然に今までの姿勢としてやっていかれるかと思えます。

今、議員が言われましたように、教育委員会の会議録の関係、一般廃棄物の問題等につきましては、監査委員は監査委員で、申しわけありません、いろいろな考えがあつてのことだと思いますが、これは当局に配慮してとか何とかということは一切ないというふうに思っておりますので、先ほども言いましたように、監査委員も、今、議員の質問のことについては

しっかりと後ほど聞かれると思いますので、監査委員の判断にお任せしたいなというふうに思っております。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） 若干見解をお伺いしたいんですが、外部監査の部分でございまして、任期がどの辺の任期が適当なものかというあれが、概念なり考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 自治法上、市の職員OB等々については一定の規制がかかっております。そういうことで、一般論的に、特に任期が1期なのか2期なのか3期なのかということは、規定はございませんが、今までの下田市の監査委員の歴史といいますか、選任の仕方を見ますと、一番長いときで5期お願いした方もございます。今の監査委員の前は2期という方が2人続けておりました。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 決算の仕方が変わりますよね、公会計の改革で。平成23年度からということですが、前倒しでやってほしいというふうなことで、最初はこの秋にでもそういう決算が出てくるんじゃないかというふうに聞いたんですけども、これまでの歳入歳出だけじゃなくて、バランスシート、キャッシュフロー、コスト計算、純資産変動書ですか、4つで自治体の財政をよりわかりやすい形でしなさいというふうなのが出てきた。今、企画財政課のほうもそれに向けて準備しているというふうに聞いていますが、監査委員のほうは、それについてどのように準備しているか。監査委員はそれについてそういうふうな形で決算の仕方が変わってくることについて、監査委員のほうはどのような準備というか、それをしていいのか、それをお聞かせください。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 平成19年の段階で自治法の大改正がありました。これは、例えば収入役を廃止しまして会計管理者を置くとか、助役が副市長の名前になるとか、また、議会の権能についても大分変わってきて、そうした中で、一連の監査事務についても大きく変わってきております。特に条例で定めれば、包括的な、また、個別な外部の監査委員制度等々も

導入できるというふうなことで、そういう前向きな改正が行われております。

今、議員言われたように、公会計等々も大変自治体の決算を中心として会計も変わってきております。これは、今後そういう方向になると、包括、個別を含まず、外部監査の方向に流れていくのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、今日現在におきましても、それぞれ各自治体、特に3万5,000以下の自治体とか、3万5,000から5万の自治体、これ、数多くありますけれども、まだ条例制定の中で外部監査制度を導入したところはないと資料的には伺っております、今言いましたように、これからはそういう形になろうかと思いますが、まだまだ時間がかかるのかなというふうに思っております。

我々も、他市の状況を見ながら、そういう流れが加速するということであれば、これは今言いましたように、公会計等々のこともありますので、また、専門の税理士さんとか会計士さんとか、そういう方々の非常勤、常勤は問わず、そういう状況に応じて皆さんにご協議をさせていただくこともあろうかと思いますが、現時点においては、小さな自治体ではまだまだそういう状況にないということを報告させていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 私の聞いている範囲では、人口3万以上については3年以内に、人口3万以下については5年以内に、そのように歳入歳出だけの決算から、バランスシート等4つのやつを使ったやつで決算しなさいというふうな、そういうふうに法律も変わっていると思うんですが、それを1年前倒しでやりなさいというふうな指示も来ているというふうに聞いています。そうすると、来年、22年度にはそういうふうな形での決算をやらなければいけないんじゃないかというふうに僕は理解しているんですが、そこら辺は、しなくてもいいということなんですか。来年度の決算も今年と同じような形でやればいいというふうなことなんですか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 今の地方公共団体の公会計制度の関係でございますけれども、今、議員おっしゃるとおり、法改正によりまして、人口区分によりまして導入の時期が決められております。下田市につきましては、県の指導もございまして、今年中に、12月には4指標のうちの一定の指標についての開示というものを公表したいということで作業を進めておりましたけれども、内部的な調整がまだ整っていない段階でございます。具体的には、可処分財産の処分の方法とか、あるいは未収金の取り扱いの方法、未収金としての性格をどのような基準で位置づけていくのかと、そういったものについてまだ細かい調整が必要になる

ということで、これは未収金、税務課だけではございませんので、その他関係機関も交えまして、今、細部について協議を進めているところでございますので、そういった内容で前倒しについての公表というのはまだできておりませんが、法に基づく、要請しているところの手續については間違いなく進めていきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 5番、3回目です。

5番（鈴木 敬君） ですから、来年の決算はどのような形でやるんですかというふうなことを聞いています。それと、外部からというふうに副市長おっしゃいましたが、外部とはどのようなものを指しているのか。例えば税理士、会計事務所とか、そういうふうなことを指しているのか、そこら辺についても、もう一回、ご答弁をお願いします。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 内部じゃなくて、外部ということの質問ですね。外部監査制度は、当然にご承知かと思えますけれども、都道府県とか政令指定都市、中核都市は法律の中で外部監査制度の導入が義務づけられておりまして、その人選は会計士であったり、弁護士であったりということで、それぞれ状況によって違うかと思えます。

下田市におきましては、これからの流れの中でどういう方をということ、もしそういう事態になればまた協議をしなければならないと思えますけれども、今、現行行われていることを見ますと、数は少ないんですけども、弁護士とか、多くは税理士さん、会計士さんが多いかと思えますが、そういう議論をしていくことになるかと思えます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 決算の方法につきましては、先ほども申しましたとおり、法の要請に基づいて進めていくということでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 2期8年を土屋國芳さんは監査委員として務められ、3期目の同意を求められると、こういうことになっているわけですが、土屋さんの成果というんでしょうか、監査結果の成果をどのように当局として評価をされているのか、第1点、お尋ねしたいと思います。

具体的に申しますと、財産管理等の城山公園下の問題等も長く解決されないままではないかと思えますが、それらのきっちりした監査からの指摘があったのかなかったのか、私は、なかったのではないかと思うわけです。そういう意味で、監査委員は、ご案内のように、財

務監査を原則とすると、こういうことにはなっていますが、必要に応じまして行政監査もできるんだと、こういうぐあいに決められていると思います。２期８年の間に、この方が行政監査をしたことがあるのかと。ないのではないかと思うわけです。行政監査をする必要がなかったという判断をされたのかどうなのか、そこら辺を含めてお尋ねしたい。

それから、当然議会との関係の中でいろいろな問題が出てきているかと思うわけです、会計上の問題もですね。それらのものも、監査請求が出ないと対応しない、こういうような思いがあるわけです。やはり議会で出されたことを、議員からの監査委員も出ているわけですから、それぞれが独立した監査委員であるとはいいいながら、そういう問題についてはきちんと監査結果の報告を出していただく、こういうことが必要かと思いますが、そういう監査委員がやるべき仕事に照らしてどのような評価を当局としてされて推薦をされているのか、お尋ねをしたいと思うわけです。

もう一つ、具体的な例を出せば、先日の市内の業者の粗大ごみの当局説明がありまして、これは、４月にさかのぼって１年分を出すんだと、こういう説明を議会でしたわけです。ところが、監査が終わってみますとこの説明が間違っていたと。それは、市に持っていくのと同じ扱いでやるんだから問題ないんだと。全く監査委員として、経過の中の真実を認めようとしなくて、議会への説明が、つじつまが合うような援助しているというぐあいにとれるような結果が出てきていると。こういう監査でいいのか、こういう思いがあるわけです。

確かに教育委員会関係の市史の事故繰越の問題点や、観光協会におきます会計上の問題の指摘もしていることも事実でありますけれども、これらのものも、監査の結果というよりも、大きな意味での問題点として、出されたことを後追い、後追いで監査の結果になったのではないかと。全く評価しないわけではありませんけれども、そんな思いもあるものですから、当局の見解をお尋ねしたい。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） まず１点目の現監査委員の８年間の成果という質問でございます。先ほども申しましたように、これは大変厳しい監査をされているというふうに我々は考えております。当然に、よく監査委員が身内意識といいますか、当局側寄りというようなことでの心配、危惧を申されるところがございますけれども、そういう点につきましては、現監査委員につきましてはなかったなというふうに思っております、決算の指摘におきましても、議員の皆さんも監査委員の指摘に基づいて当局側に質問、指摘等々されている、我々としては大変厳しい指摘をいつも受けているなというふうに思っております。



そういうことで、成果としては、先ほど口述をさせていただいたように、いろいろな面において成果を上げてくれている。成果と言うのはおかしいんですが、しっかりと監査をしていただいているというふうにとっております。

それから、議員言われるように、監査は、中心は財務だろうけれども、行政的な監査もいかなものかということでございまして、いろいろデータの的には下田市における住民監査請求というのは、同じような自治体から比べますと相当数が多く請求されているところがございまして。そういった面におきまして、しっかりと監査をしていただいておりますということで、そういう行政面においても間違いなく実績を上げているなと思っております。

それから、議会との関係ということで、先般の監査請求の対応とか一般廃棄物、教委の議事録、会議録の問題等々不満が述べられておりますけれども、我々としては、これは当局側がどうだこうだと言うよりも、やはり監査委員の見解の中での監査をしたいというものでございまして、監査報告については当局側としてはしっかり受けとめて、改善すべきものは改善する、勧告は必ずこれは当然に実施するという姿勢でおりますので、何回も申しておりますけれども、監査委員としては適任の人であるというふうには思っております。

〔「行政監査をやったことがない」と呼ぶ者あり〕

副市長（渡辺 優君） すみません、行政監査をやったことがないということは、例えば住民監査請求においても、これは行政監査であろうかと思えます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 再質問をお願いします。

副市長（渡辺 優君） そういうことで、住民監査請求も行政の監査の一環であろうかというふうに我々としては認識しております。

それから、件数につきましては、この場では把握しておりませんので、しっかり調べていきたいと思えます。

議長（増田 清君） ほかにございせんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） 前回の監査委員の選任についても質問させていただいたところでございますが、私は、監査というのは大変責任が重大で、その人物を評価するという意味ではなくて、監査そのものはいろいろな議会のチェック、監査のチェック、いろいろあるわけですが、私の所感としては、長くなればなるほど、当局の意向に沿った監査をやらざるを得ないような流れになっていくのではないかという、私は危惧をしているわけです。

例えば、決算が今年行われましたけれども、災害復興資金、災害援助資金、これはほとんど、ことごとく約20件、額にして約700万円、利子を含めれば800万円、これ、焦げつきになっているんですね。これが、監査が適当な監査の、当局に対して警告なり指導をしていけば、こういうぶざまな取り立て不能のような状態に、私はならなかったんじゃないのかなと、こういうふう思うわけです。

一番ここで問題なのは、とにかく下田市の高額納税者の状況を見ると、数百件にわたる納税不納欠損額が出ているわけですね。これを、私は監査が分析すべきじゃないのかなと。いつも議会で徴収、徴収と言って、徴収の努力はしているといっても、監査の目から見て、こういうものはこうあるべきだという、私は一つの意見があっただけでしかるべきではないのかなと。しかも、これは学校関係においても、給食費やその他においても、保育料等においても、不公平感がさらに高まっているということは、これは事実じゃないでしょうか。こういう面から見て、私は、長くなればなるほど、指摘があいまいになっていくのではないのかな、気薄になっていくのではないのかなと。決して私は人物を批判するわけではありませんが、行革を進める上では、監査の位置づけというものがさらに厳密に、私は議会のチェックと一体となってそういう姿勢が必要ではないのかなという素朴な率直な疑問を持っているわけですが、当局からの考えとしてはいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 議員からは、人物よりも、監査委員の職務が長くなればなるほど当局寄りになるという危惧を持っていらっしゃるということでございます。これは、当然に市長が選任提案をして議会の議決を求めることでございますから、特にこういう部分においては、そういうことがないということで提案をさせていただいていることでございまして、常々、今、議員が言われたようなことも、意見としては他の自治体においてもあろうかと思えます。ただ、下田市におきましては、今回の提案者においてはそのようなことはない、しっかりと厳しい監査をしていただいていると。特に、こんなことを言って申しわけないんですが、市長も私も、監査委員と、正直言って面談するというようなことは一切ございません。一定の、一定というか、距離を置いて接しているということからいたしましても、当局寄りというようなことは一切ないと。それから、定例の監査におきましても、各課長等々からも監査委員からこのような指摘を受けたということで大変多くの指摘を報告してきておりまして、これらについても指摘は十分に、改善するというようなことも職員には申している、こういう経過からしますと、そういう当局寄りということは一切ないというふうに断言させて

いただきたいと思います。

それから、個々に、災害の援助資金の関係、高額納税者の滞納の問題、これらももっと強く指摘すべきだということでございます。これも間違いなく指摘を受けております。常々議会からも、特に滞納の関係等については厳しい指摘を受けておりまして、頑張っている、頑張っていると言っておりますけれども、実績が、頑張っている指標になるということも担当課には申しております、これらについては、他市がどうだとか、他町がどうだとかというよりも、何しろ実績で皆さんに理解をしてもらわなきゃならないということで、職員には叱咤激励をしているところでございますので、これがすべて監査委員から指摘がないということではなく、指摘は議会同様に十分に受けております。これに対して努力をしているんですが、大変厳しい状況であることは皆さんもご承知のとおりでございますけれども、引き続き万全の配慮で頑張っていきたいなというふうに思っております。これは、監査委員の指摘がないというよりも、当局側の努力の至らなさということも、結果としてあろうかと思っておりますので、監査委員の責務というよりも、これらについてはご理解をいただきたいなというふうに思います。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 副市長の話はよくわかるんですが、一つご指摘しておきたいのは、多くの指摘があるという今お話でございましたけれども、そういうご指摘があれば、目に見える形で、議会に監査がこういう指摘をしたという報告書なりに記載していただくのが、私は当然ではないのかなと。それこそ、それが監査の独立性を示す、私は一つの方向性ではないのかなと、そういうふうな苦言を呈しておきます。

以上です。終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第72号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 議第73号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第73号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） それでは、続きまして、議第73号 教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

初めに、本案の提出の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。また、平成19年の同法の改正によりまして、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと、努力規定から義務化されたところでもあります。

次に、任命いたしたい方でございますが、下田市吉佐美2455番地の27、外岡澄子さんでございます。生年月日は昭和19年4月12日生まれの65歳でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の外岡澄子委員の任期は、平成21年12月13日に任期

満了となるため、再任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

外岡さんの主な経歴でございますが、下田市大賀茂のご出身で、昭和38年県立下田南高等学校を卒業し、同年、下田町役場に勤務され、平成16年3月、健康福祉課長兼福祉事務所長を最後に退職されました。その後、平成17年12月より教育委員会委員として就任をされております。

外岡さんは、人格が誠実、温厚で、指導力がある方で、その経歴から、保育、子育て支援や幼児教育に対する識見が豊かで、また、就学後の児童生徒に対する学校教育にも関心が高く、教育委員会委員といたしましても適任者でございます。

以上のことから、外岡澄子さんを教育委員会委員といたしまして、ぜひともご同意いただきますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋誠司君） この方も非常に優秀で、教育委員会を傍聴させていただいた折も、ほとんどひとり舞台的に、いろいろなことを質問したり、当局に対してやっていることは認めますけれども、ただ一つ、残念なのは、次回の教育委員会の議事録のところに対して、「私はこういうことの意味で言ったじゃない」とか「こういう言い回しではない」とか、そういう訂正とかがかなりあるように見えるんですけれども、今後、教育委員会においても、言ったことはこの議事録と同じでそのまま残すように、普通、どこの議事録というのは、大体言われたものは当局つくってそのままなんですけれども、あそこは一回チェックされているんですね、次の議会で、全員で。その辺を改革してほしいと思うんです、あつたままといつかね。それにもかかわらず、この13カ月間、議事録がなかったんですからね。そういうことがありますので、本人はいろいろやってくれるのは認めますけれども、その辺が非常に残念なので、ぜひそういう改革していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 議員の言われることは承知をいたしました。私のほうからも、担当課長のほうには、ここにおいて聞いていますからあれですけれども、再度重ねて申し伝えておきます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第73号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 議第75号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第75号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（河井文博君） 静岡地方税滞納整理機構規約の一部変更について、議案件名簿の5ページをお開きください。

議第75号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてご説明させていただきます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由ですが、地方自治法第291条の3第1項の広域連合の規約変更に係る協議については、同法第291条の11の規定により議会の議決を経なければならないこととなっております。

す。

今回の規約変更の概要ですが、静岡県の税務事務の一元化構想を漸進的に進め、共同業務の一元化、集約化を図るため、静岡地方税滞納整理機構において次の業務を追加するもので、1つ目としては、規約第4条の広域連合の処理する事務のうちの徴収義務に特化していた研修を新たに徴収業務以外の研修を追加するもの、2つ目としては、軽自動車税のうち市町村で受け付ける原動機付自転車、これは125cc以下と小型特殊自動車以外の軽四輪自動車等の新規取得とか移転などの申告書及び報告書などの受け付けや審査、保管などの情報業務を、静岡県町村会にかわって静岡県地方税滞納整理機構でこの業務を行うというものでございます。そして、3つ目としては、規約第17条の広域連合の経費の支弁の方法、第2項の第1号基本負担額、2号の処理件数割額、3号徴収実績割額を削除し、新たに別表を設けて徴収の移管の負担金、徴収以外の研修、軽自動車に係る事務の負担金を個々に算定しようというものでございます。

それでは、変更する箇所について、説明資料の6ページ、7ページをご覧くださいと思います。

静岡地方税滞納整理機構の規約の一部変更で、左側が変更前、右側が変更後、アンダーラインの引いてあるところが改正の箇所となっております。

まず、第4条の広域連合の処理する事務でございます。左側の第2号「構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務」というふうになっておりまして、これは徴収に特化していた研修事務ですが、右側の第3号に改めまして、第3号は「構成団体の職員に対する税務研修事務（構成団体が自ら行うものを除く。）」というふうに徴収以外の研修を追加するものでございます。

そして、左側の第3号を右側の、変更後は第2号としまして、右側第4号は「構成団体から広域連合が引き受けた軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書又は報告書（地方税法第442条第2号に規定する軽自動車及び同条第4号に規定する2輪の小型自動車に係るものに限る。）の受付、審査、保管及びこれらに関連する事務」を追加するもので、静岡県の地方税の一元化構想の1つとして、県と市町の連携のもと、県内の軽自動車税等の事務の集中化、共同化を進め、今まで静岡県町村会に委託していたものを広域連合である滞納整理機構が事務を行うというものでございます。

そして、第5条「広域連合の作成する広域計画の項目」は、1号の「地方税の滞納整理事務」を「前条各号に掲げる事務」に改めます。

第17条「広域連合の経費の支弁の方法」は、規約第2項中「次に」となっていたものを変更後は「別表に」に改めまして、変更前の1号基本負担額、2号処理件数割額、3号の徴収実績割額を削ります。附則の次に、右側の別表にあります17条関係を追加するものでございます。

別表を見ていただきますと、左側の区分欄の1行目「第4条第1号及び第2号に掲げる事務」と「第4条第3号に掲げる事務」のうち、「徴収業務に関する税務研修事務」については、右側の負担金の種類の欄に記載されているとおり、基本負担額と処理件数割額及び徴収実績割額の合算額となっております。

ちなみに、第4条第1号とは、地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務、第2号は徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務となっております。第3号のうちの、その下の「徴収以外の業務に関する税務研修事務」の負担金は、基本負担額及び人口割額から負担ということになっております。

第4条第4号に掲げる事務は、軽自動車関連事務ですが、基本負担額及び処理件数割額の負担金で事務処理を行うこととなっております。

お手数ですが、議案件名簿の6ページに戻っていただきます。

附則でございます。施行期日、1、この規約は総務大臣の許可のあった日から施行する。2、経過措置は、平成22年3月31日までの間は、変更後の第4条第3号に規定する事務のうち徴収以外の業務に関する税務研修事務及び第4条第4号に規定する事務については、準備行為を行うものとするということになっております。

以上、大変雑駁な説明となりましたけれども、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についての説明を終わりとさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 滞納整理機構のほうで規約を改正してきたから、この今議会に出すと、こういう仕組みになっているのではないかと思うわけです。これが下田市にとってどういうような意味を持っているのかということについての討議が、どこで、どういうぐあいになされたのか、この点についてお尋ねしたいと思います。



具体的に言えば、今まで徴収事務についてここにお願いしていたと。それが徴収事務以外のものも、この機構で検討するんだということになりますと、地方自治の一番大きな税務行政そのもの、課税も含めて検討するのか、こういうことになるかと思うわけです。大変なこれは問題を含んでいる改正だと言わざるを得ないと思うわけです、地方自治の観点からいうとですね。そこら辺がどのような議論をされたのか。例えば、熱海等で別荘税等の課税がされていると、こういうような検討というのは、滞納整理機構ではなくて、それぞれの地域の自治体で研究をして方向づけをするということが既にやられてきていると思うわけです。このような滞納整理機構でここまで踏み込んでくるということ自身が大きな問題を持っているのではないかと、こういうぐあいに思うわけです。

それから、軽自動車と以下の自動車の町村会でやっていた事務を滞納整理機構に移すんだと、こういうことでありますが、町村会のほうの意見や、その仕事がなくなってくるわけですので関連というのは具体的にどうなっているんだと。ここら辺も定かでは、今の説明だけでは理解が深まりませんので、どういう形になって、どういう意見がその地区で出されて、こういう結論が認められたのか明らかにしていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） まず、滞納整理機構の規約の改正について、ほかの仕事もどんどん増えてくる、要するに課税業務等も追加されてくるのではないかと。地方自治体の独自の条例付加等に関係して、独自性がなくなるんじゃないかというような質問だと思います。

これについては、静岡県の税の事務の一元化構想というのが大分前に出たかと思います。県としては、一元化構想を一度にやるのは非常に困難だということで、とりあえず滞納整理機構の徴収事務から仕事を進めていったらどうかということで、この滞納整理機構ができたものというふうに私考えております。

今言った一元化の漸進的な進め方ということで、各市町の一番問題にならないような業務については一つずつ進めていったらどうかというようなことから、まず研修とか、そういう広報とかという話がありました。これについては、今回も規約の変更の中に追加されているわけなんですけれども、新たな軽自動車の業務についても、これを全県下でまとめてやれば非常に各市町の業務は少なくなるんじゃないかというような話から、これをやったらいかがかという話で、全部の市町が集まって、町村会、軽自動車についてはやったほうがいいよという話で煮詰まってきましたものですから、滞納整理機構のほうもこれをやろうという話で、今回の規約改正になったものと思われまます。

それで、今までは軽自動車税については、125cc以下の二輪の小さいものについては下田市役所で受けているわけなんですけれども、それより大きい普通の軽乗用車とか軽四のトラックとか、そういうものについては、軽自動車協会というものが上にありましてそこで受け付けているわけです。新規に車を買ったり廃車をしたり県外に移転したりとかという、そういう異動についてはそのこのところで業務を行っておりまして、その業務を今度は市町村におろしてくるわけなんですけれども、その仕事が大変なものですから、そこに町村会が入って、各市町に仕分けをしていただいて、そのデータを市町に送ってきて、そこで課税をするというのが今までの税務課の仕事となっております。この仕事が町村会から滞納整理機構にかわるということなんです、データを電子化して、間違いがないようなものにして送ってくれるというようなことで、そういう面については紙ベースで送ってきたものですから、いろいろ間違い等が結構あったんですけれども、そういう形で滞納整理機構が町村会にかわって事務を行うということ、それから、町村会と滞納整理機構の話については既にできているよという話は聞いていて、その詳しい話についてはよくわからないんですけれども、そういうような形でオーケーだよというようなことでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 静岡県の地方税滞納整理機構については、県内の県税も含めた滞納が大変大きい、これを何とか解決したいと、こういう提案で参加を了承したかと思うわけです。県の税務の一元化の構想、これを議論して、これを是として議論したわけではない、こういうぐあいに思うわけです。税の一元化の構想があるからそれに従ってやるんだと、こういう説明でありますので、そうであれば、税の一元化の構想とはどうなっているんだと。確かにその構想が問題はないのか、こういう議論の上に進められなければならないんじゃないかと思うわけです。残念ながら、僕の勘違いかもしれませんが、税の一元化について、ここで議論して「結構でございます」と言った記憶はありませんので、そのこの辺については問題があるんじゃないかと思います。

具体的に言いますと、滞納整理機構に市の職員を送りますよね、各自治体の中で。そうしますと、この業務をどんどん増やしていけば、そういう体制はどんどん増えていくということになりはしませんか。職員を機構に派遣すると。やはり自治体でそれぞれできることは自らの自治体で基本的に進めていくと。自らの自治体で必要な研修は自らが行う、この自主独立の精神がなくて、機構に頼んでしまえばいいんだ、こういうような論点というのはまずい

のではないかと、検討する必要があるのではないかと、こういうぐあいに思うわけです。

軽自動車の事務的な部分のところは町村会と滞納整理機構と話がついているということでありますが、これだって当然その事務が地方税滞納整理機構が増えてくるわけですので、そこら辺の実態を私も把握しているわけではありませんが、推測ではありますが、事務が増えるということになりはしないかと、こう思うわけですが、その点はどういうぐあいになっているのでしょうか。広報と研修等というようなことは、一律にやればよいというようなことではなくて、それぞれの自治体で工夫してやるべきことじゃないかと、こう思うわけです。

以上です。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 研修等について全部そこでやるというわけじゃなくて、ここにも書いてあると思いますけれども、その地域でやる研修については、そこを障害しない、要するに割り込まないでやってくださいよと。研修については皆さんかかわり合いのあるものについては滞納整理機構でやりましょうというようなことで、あくまでも、その地域の自治体というんですか、各市町村に割り込んでやるというのではなくて、そこはそこで、やれるものはやってくださいというような形のものになっているかと思えます。

事務がこれから膨らんで、滞納整理機構の事務が非常に多くなって市町村から送る職員が増えていくんじゃないかというようなことについては、今のところできるところからやっていこうというような話で、一番は税の仕事というのは、大体法律に決まっている、地方自治法に基づいたものですから、各市町同じような仕事をやっているわけでありまして。ですから、そのところをなるべく共同化してやるものについては、1本にしてまとめてやっていったほうがいいたろうというのが県の一元化の考え方じゃないかというふうな形で思っていますので、今のところ、何でもかんでも滞納整理機構でやるよという話にはならないというふうに思っています。各市町の税務課は税務課なりの考え方を持ってやってくるんじゃないかというような形で、今回広報についても、なかなか遡上にのったんですけれども、それについてはインターネットを使った税広報とかというものについて滞納整理機構で別にやらなくてもいいんじゃないかというような話も出たりなんかして、棚上げになったようなところもあります。しかし、研修等については、課税とか徴収とかというのは市町同じですから、こういうものについては滞納整理機構でやっていこうじゃないかというふうな形で議案が追加されているところがございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番、3回目です。

1番（沢登英信君） 確かに地方税法は法律として全国一律に決められているものです。しかし、静岡市や浜松市と下田市と比べて違いがないなんていう意見は当然出てこない。税務においても大変大きな違いが出てくるわけです。滞納整理機構といえば、当然大きな自治体が主導権を握っていくと、こういうことにならざるを得ないと思うわけです、実態からいえばですね。そういう点でいえば、今、研修のことについては具体的なお説明をいただきましたが、下田市の税務当局として、具体的な研修やどういう広報を滞納整理機構に期待しているのか、具体的な案や例があればご紹介をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 研修等で一番期待しているのは、一番大きな浜松とか静岡が、いろいろな事例がたくさん、小さなところよりも事例が出てきます。それについて滞納整理なんか、例えば搜索の仕方とか、下田市はまだやったことがございませんので、そういうようなことも年間のプログラムができております。それについて、そういうことも大きいところの事例を参考にして、こういう弱小の下田市みたいな小さいところも、職員のスキルを上げるということで非常に参考になるんじゃないかなというふうに思っています。そういうところが非常に参考になるのではないかなというふうに思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

税務課長（河井文博君） 広報は今のところまだ。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 反対意見はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第75号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第76号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第76号 下田市平和都市宣言についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） ただいま上程されました議第76号 下田市平和都市宣言につきまして、恒久平和を求める下田市民の総意として、下田市が平和都市宣言をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

下田市平和都市宣言。

開港の歴史に彩られ、近代日本に黎明をもたらした港と海と山に囲まれた、いで湯のまち、下田。この素晴らしいまちで、平和で豊かな暮らしを次の世代に引き継ぐことが、私たち下田市民の願いである。

世界平和の実現は人類共通の願いであるが、今なおこの地球上では、戦争やテロリズムな

どにより尊い人命が失われており、核兵器の拡散も懸念されている。

私たちは、このかけがえのない地球の平和と美しい自然を守るため、あらためて日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、核兵器など大量破壊兵器の廃絶と世界平和の実現に貢献することを表明し、下田市が平和都市であることを宣言する。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 若干質問させていただきます。

この決議の文章を見たとき、過去にこういう決議があったような記憶があるんですが、あったのかないのか、もしあれば、いつ頃あったのかまずお伺いいたします。

それと、決議事項の宣言の文章でございますが、この文章によると、「日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと」という文言があるんですけども、確かに日本国憲法に恒久平和というのがありますが、さらにまた、憲法のもとにおいて下田市が平和都市宣言するということは、宣言だけで、理念の実現になるのかという問題も若干気になることがあるんですが、日本国憲法よりも、宣言する以上は重みのあるものにしなければならないと思いますけれども、ただこの文章だけの理念だとそれが伝わらないような気がするんですが、その点についてお伺いいたします。

それと、つい最近、ほかの都市に行政視察をしたとき、ほかの都市では「平和都市宣言」という大きな標柱を役所の前に立ててそれをアピールしておりましたが、もし仮に下田が平和都市宣言を議会として採択するのなら、それぐらいの予算を出して、標柱をつくるぐらいの理念を市民にアピールする、こういう、私は姿勢があってもしかるべきではないのかな、この点についていかなる考えがありますか、お伺いいたします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） まず最初に、過去にこのような宣言があったのかどうかということでございますけれども、平成7年9月におきまして、議会の皆さんの発議によりまして、「すべての核実験に反対する決議」というのはされているようでございますけれども、今回のような都市宣言というような形ではありません。そういう核実験に反対する決議というのが平成7年9月26日にされているというのを把握されているところでございます。

それから、標柱の件でございますけれども、今回、ここで平和都市宣言を今日可決させて

いただいた折には、来年度予算の中にそのような形の予算を盛り込んでいきたい、このように考えております。

議長（増田 清君） 理念が感じられないという質問がございましたけれども、それについて、どう当局は答弁いたしますか。いいですか、答弁は。

9番。

9番（増田榮策君） 大体わかりました。わかりましたけれども、来年また標柱ができるということですが、具体的にはどの辺にどの程度の予算でつくるか、その辺のところは具体的に決まっていますか。決まっていたらお願いします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） ただいまの件につきましては、場所につきましても、庁舎とか、例えば駅とかいろいろ考えられると思いますけれども、これから検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番、3回目。

9番（増田榮策君） 憲法に掲げられた理念を実現するために宣言するわけですから、そういうものは事前に調整して、確実に決めてからこういうものは出すべきだと私は思います。ぜひ早急に内部調整して、市長も思い切って、やるならやる、ここへ立てたいなら立てたいと、こういう理念を固めて市民にアピールするようなことでやっていただくようお願いいたします。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

2番（藤井六一君） こういう宣言をすることについては全く同感であり賛成するものではありませんけれども、例えば具体的なことなんですが、黒船祭に米艦が入ってきますよね。この米軍艦、核兵器を装備しているのかしていないのか、そうしたことについてはどうしますか。これから下田市はそうしたものを事前に調査してご遠慮願うということなのか、何かそういうことにも発展していくんじゃないのかな、そういう気がしますけれども、どのようにお考えでしょうか。

それから、この宣言文の下のほうに、「実現に貢献することを表明し」とありますけれども、具体的にどういうことを市としておやりになるつもりですか。ただ角柱を一本立てて姿勢を見せるだけのことなんですか。具体的に何かお考えがありましたらお聞かせ願いたい、

そう思います。

以上です。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 黒船祭に入ってくる、例えばアメリカの船、巡洋艦クラスですよね。あれには核兵器なんか積んでいないと思います。核兵器が例えば積まれているという心配があるのは、横須賀に入ってくるような、何ていうんですか、前の空母の場合はそういう心配があるんでしょうけれども、下田に入ってくるような 空母は下田にも入ってきたことがありますよね。でも、あの頃は問題なく、日本の中で核兵器を持ち込みというのは絶対許さないという経過があったわけですから、下田に入ってくる船に核兵器が積まれているなんていうことは100%ないと言ってもいいと思います。

それから、世界平和の実現に貢献するということにつきましては、我々下田市とすれば、昭和9年に黒船祭を立ち上げた先人の人たちの思いというのは、世界平和に貢献するという意味合いでこの黒船祭を立ち上げた。ですから、必ず黒船祭の私の式辞の中では「世界平和に貢献するために」という式辞を述べさせていただいておりますので、常日頃、何らかの形で世界平和というものについてのアクションというのをやらなきゃならないというふうに思っておったわけでありまして。

今回、平和都市宣言ということにつきましては、本来ならば遅きに失したという思いを今感じております。もう既に東海岸の熱海とか伊東なんかでも20年前にそういう平和都市宣言をしているわけですから、そういう面においては、何で今までこういう議論がされなかったのか、あるいはこういうアクションが起きなかったというふうに、私は、時代においては、今年こういう宣言ができるということをして市長としては誇りに思っております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 内容が内容ですから、余りしつこく質問もしたくはないんですけども、軍艦が核兵器の装備をしていないということは言い切れるのかどうなのか。何年前に表敬訪問ですか、軍艦に市長や会議所の会頭ら、皆さん行きましたですよね。それに一応ついて行って、取材で行ったことが何回かありますけれども、見てはいけない場所、絶対に入らせない場所、秘密にしている場所、何力所がありましたね、軍艦にね。なぜ見せないのか、やはり見てはいけないもの、見られてはいけないものがそこにあるから入っちゃいかんですよね。それが核兵器なのかどうかわかりませんが、100%ないということは言い切れないじゃないでしょうかね。平和都市宣言ですか、こういうのを決議しているよその市から



見たときに、「下田市は黒船祭やっていてどうなんだろう」という、皆さん疑問に思うと思うんですよね。そうした問題もあろうかなと。

それから、今、市長のご答弁の中で、黒船祭の式辞の中でというお話がありましたけれども、黒船祭は、平和都市宣言というか、そうしたものとちょっと違うんじゃないのかな。その中で、あいさつの中で触れられることは、それは結構なことだと思うんですよ。でも、このために黒船祭やっているわけじゃないと思うんです。9年にグルー大使が来てどうのというありましたですね。それとちょっと違うのではないのかなというような気がいたします。

ここに提案理由ということで議案に出ておりますけれども、理由はわかります。だけれども、わからないのは、なぜ今ここに出てきたのかなという提案理由がわからないんです。もしありましたらご答弁をお願いします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 今年、ご存じのようにアメリカのオバマ大統領が核廃絶の演説をプラハ会議の中で行いました。あれは大きな、世界中に影響を与えまして、昨日だか今日の新聞にも出ておりましたように、ノーベル平和賞をいただいたということでございます。私自身も、今年5月にアメリカ大使館に訪問したときに、共産党の委員長が出席してお話をしていただいたんですが、今まで過去の中で共産党の委員長が大使館に、独立記念日に出るといことはほとんどなかったことなんですね、初めてだと思います。どうして共産党の委員長がこの席にいらっしゃるんですかって聞いたら、志位委員長はこういうお話をしました。いわゆるオバマ大統領のプラハ演説に対して、まさに世界平和というものを求めていることに対して、共産党の委員長として親書を送らせていただいたというようなことに対して、アメリカ側が初めて日本共産党の委員長をアメリカの独立記念日に、そういう思いもあった中で、9月に大黒議員のほうから、こういうのをやるべきじゃないかということで、この辺の近辺のそういう平和都市宣言をしているようなところも調べさせていただきました。伊豆市、伊豆の国市、熱海、伊東、三島、こういう伊豆半島の中でも幾つかの都市が既に早い時代に平和都市宣言をしているという中で、下田とすれば、平和というものについてもう少し市の姿勢を示すべきじゃないかという考えを政策会議の中で意見交換をさせていただいて、今回、出させていただいたということでございます。

この中にも下田市民の総意というふうにはうたってありますが、私は、下田市民とすれば平和都市を宣言するということについては、決して違和感がないと。議員が反対なのか賛成なのかわかりませんが、今のご質問ですと。私は、平和都市宣言につきましては全議員の方の

ご賛成をいただきたい、こんなふうに思っております。

議長（増田 清君） いいですか、3回目しますか。

2番。

2番（藤井六一君） 一言お断りしておきます。私は、冒頭このことについては全面的に賛成だという意味合いの発言をしております。

先ほどの文言の「実現に貢献する」ということについての具体的なことを伺いましたけれども、例えばどのようなことをおやりになるのか。ただ標柱1本立てるだけなのか、そのご答弁をいただいていたんですが、もし何かお考えがありましたらお聞かせ願いたい。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 先ほど他の議員の方からも質問が出ましたように、まずは下田市が平和都市宣言をしたということを市民にしっかりPR、あるいは外から来られた方々に下田市は平和都市宣言をしているんだと、こういう、外から見える形のものはやりたいと思っています。よく三島のほうに行きますと、必ず国道1号線に大きな表示で、三島はかなり早い時代にやられたんですね。ということで、そういうことをやっておりますので、あとは平和市長会というのに19年に私は、平和市長会というのが広島市長から呼びかけがありまして参加させていただいているんですが、これは特に会費とかそういうものは要りません。ですから、一応入らせていただくということで、多分今、県下でも8市が、8だったかな、幾つかが入っているという会でございますけれども、そういう思いの中から今回出させていただいたということと、それから、貢献するということにつきましては、黒船祭という中で一番大事な式典の中で下田市長としてそういう式辞を、多分これは歴代の市長がこの中では世界平和ということを訴えて言っていると思います。ですから、こういう中で表明はずっとさせていただきたいと思います。

それから、軍艦の中の秘密のところは見せられないって、これは軍事用のことであって、決して核兵器を隠してあるとか、そういう問題じゃ僕はないと。下田へ入ってくる軍艦というのは、その程度のことであるというふうに判断をしておるところでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 私も、なぜ今、平和都市宣言が出てきたのか、奇異に思っているものです。

まず、日本国憲法に掲げられた理念の恒久平和というふうに言っていますけれども、市長

の考える平和というのは具体的にはどういうふうなものをイメージしているのか、それが1点です。

それとまた、市長はなぜ今かということについて、かねてからずっと考えていたということ、もう一つ、直接的なきっかけかどうかわかりませんがオバマ大統領のノーベル平和賞受賞というふうなことを言っているらしいです。それで、昨日、オスロでノーベル平和賞の授賞式があったらしいですね。そのときに、オバマ大統領がスピーチしています。その中で、現在アメリカは、イラクあとアフガニスタンで戦争をしているわけなんですけれども、また今度アフガニスタンには3万人の兵士を増強しています。その中で「戦争があっても平和への努力は可能だ。我々はできる。それが人類の進歩の物語であり世界中の希望だ」というふうに述べています。また、「時に軍事力が必要だと考えるのは、歴史や人間の不完全性、道理の限界を認識するからだ」とも言っています。またさらには、「戦争という手段には平和を維持するという役割もある」とも述べております。また、核廃絶と言いました。核が使われて以来、第二次大戦以降、世界中でさまざまな戦争があります。しかし、その中で核兵器を持った国同士の戦争はありません。核兵器を持った国が、核兵器を持たない国と戦争したことはあります。あるいは内戦です、一つの国の中で。大体大枠でそのような戦争です、これまで第二次世界大戦後の世界の戦争というのは。ということは、核というのは現状においては一定程度の戦争抑止力にもなっている。この100年間で、世界中で戦争によって約1億人が死んでいるそうです。そのほとんどは通常兵器です。核兵器で死んだのは、残念ながら日本の長崎と広島市の市民です。これは本当に残念です。こんなことはあってはならないと思います。しかし、先ほども言ったように、もし日本に核があれば、多分核を使われないんじゃないかと。それで、例えば北朝鮮も一生懸命核を持とうとしている、イランもあるいは一生懸命核を持とうとしている。それを許さないような体制を、今現在核を持っている国が、これ以上核が拡散しては困るというふうなことで核政策をやっております。オバマは、核を廃絶すると言っていますが、核を今すぐ自分が進んでなくすと言っておりません。ロシアとの核削減交渉をやりましょうと言っています。持ちたいというイランや北朝鮮には持たせないと述べています。さらには、テロ組織が核を持ったりすることは困るので、そのような核の原料となるようなものもちゃんと管理しようとかいうふうなことは述べております。でも、今すぐにオバマは核を私が進んで、自分でアメリカは率先して核をなくすよというふうなことは述べておりません。そこら辺のところ、要するに平和というものを考えるときに、確かに平和、平和と言うのはすごく大事なことです。しかし、平和というものがどのような

もので成り立っているのかというふうな現実を考えたときに、そこも踏まえて下田は平和都市宣言をするんだ、じゃ、具体的に何をするのかということも次は問われますが、そういう厳しい現状の中で平和都市宣言というのを考えていかないと、非常に危ないのではないかと、いうふうに思っています。

現に、日本で、沖縄の普天間基地の移転をめぐる日本政府はふらふらしていて、どうなっているのかわからない。日米同盟がどうのとか、沖縄県民の感情とかいろいろなことを言っていますが、鳩山さんが言っていないのは1点だけです。日本の平和をどうするのか、自分たちでどういうふうにつくっていくのか、鳩山さんが言っていないのはその1点です。ですから、求められるのは、じゃ下田市民は具体的にどういうふうな形で平和に向かっていくのか、平和運動をしていくのかというふうなこと、単に標柱1本立てればいいということではないと思います。そこら辺の市長のお考え、お覚悟、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 私は、日本の政治を動かすような大物ではありませんから、もとよりアメリカ大統領の考え方がどうのこうのということをする資格もないと思います。ただ、そういう方針を出していくということは、今現在、日本人たちが一番心配なのは北朝鮮という問題があるわけでありまして、ああいうふうにミサイルをどんどん平気で撃ってくるところが、もし核兵器を持っていて、それがやられたときの心配というのは、これは下田の一市民だって、それは心配に思うことがあるかと思えます。ですから、そういう中でのアメリカ大統領のああいう発言ということが、北朝鮮なりイランなりをしっかりと抑制するという方向に行くのであれば、これはいい演説であったし、いい方針であったというふうに私自身は考えております。

ですから、それを今回の平和都市宣言において、下田市民を大きく平和に向かってどういうふうにしようかということまでは考えたものではありません。下田市民として共通の多分願いである平和というものについて、市としても、そういう姿勢だけはやっていこうということで、近年、例えば掛川でも伊豆市でも伊豆の国市でも、本当にこの二、三年前に平和都市宣言というのをやっているんですよ。ということを考えれば、それぞれの地域の行政体が、そこまで世界のことを考えて平和都市宣言をしているとは僕は思いません。一地方都市として、そこに住んでいる人たちの思いというのは、平和で暮らしたい、そういう思いの中で都市宣言をしたんだというふうに私は認識しておりますので、敬議員が言うような世界の

どうのこうのとか、それに対して下田市民がどういうアクションを起こして、市長がそれを引っ張っていくのかという深いところまでは考えていないというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） いいですか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 平和はとにかく大切です。私も、下田、日本が戦争状態になっては困ります。ですから、平和を求めます。ただ、何回も言うようですが、平和、平和と言っていれば平和が来るということではなくて、現実の世界、現実のこの地球においては、平和をつくるためにはそれなりの努力といいますか、それなりの条件をつくっていかなくちゃならない。ただ口で平和と言っていれば平和が来るわけではないというふうな現実の上に立って、平和宣言するという市長のお覚悟であるならば、それは私としても全面的に賛成するものであります。

ただ、この文章、きれいな文章なんですけれども、核の問題も入っています。先ほど言ったように、核の問題、現実の世界の中では核が抑止力になっていることも、これはまた事実でありまして、なぜ北朝鮮が核を持っていて日本に撃ってこないのかということに関しては、戦争状態になっていないからあれですけれども、一定程度の抑止力になると思いますし、一番、日本として恐怖に感じるのは中国が物すごい勢いで戦力、核を含めた軍事力の増強をやっていますよね。まさに軍事国家ですよね、あそこは。そういうふうなのに対して、そういうものに対して、日本はどういうふうに分自たちの平和をつくっていくのかというところに、今、そこら辺が日本全体ですごくあやふやなところになっているのではないかと、それが典型的に沖縄の基地問題に現在あらわれていると思います。そういう状況の中で、下田市が平和都市宣言をするというふうなことのの中身について、もう少し、ただ平和だと言うんじゃなくして、そこら辺についての市長のお考えがあった上で平和都市宣言をするんだということであれば、私は全面的に賛成します。

議長（増田 清君） 質問ですか。意見ですね。

ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 石井市長の下田市平和都市宣言のリーダーシップに心から敬意をまずもって表したいというぐあいに思います。この点は全く同意見でございまして、市長のリーダーシップに心から敬意を表したい。

実は、戦後50年をきっかけに、平成8年に核兵器廃絶を求める下田市民の会という会の事務局を私しまして、市民から2万名を超える署名を集めて議会に提出しました。ちなみに、紹介させていただきたいと思うんですが、核兵器廃絶平和都市下田市宣言という、こういう文案でした。「このまちに明るい太陽がある。世界の平和に連なる私たちの暮らしがある。命の営みを脅かす広島、長崎、ビキニの惨禍を繰り返してはいけない。私たちは訴える。あらゆる国が核を捨て、核による巨大な浪費を平和な暮らしに向けよう。このまちには、世界の人々と手をつなぎ、平和な暮らしを願う声がある。この声により核兵器廃絶平和都市下田宣言をする」、核兵器の廃絶を中心とするものでありますが、今度、市長が提案された文案はそれだけにとどまらず、憲法の本質にのっとり平和をより一層確立していこう、恒久平和を望むと、こういうことですので、より一層その進展があらうかと思えます。

それで、実は、これは池谷前市長が議会に提案しました。残念ながら否決をされました。どういうことで否決されたか。当時、まだベトナム戦争の名残がありまして、2つの黒船祭があるという時代背景が後ろにありました。結局、共産党の新聞赤旗等にこれが報道されますと、警察からリークされて、当時の自民党の支部長さんが「黒船祭のデモを応援するような宣言でいいのか」と、端的に言いますと、こういう意見があって否決をされたと、こういう経過になっております。今、そういう状況も経過がしまして、新しい平和を求める状況になってきているという状態で、大変うれしいことであると思えます。

そして、最後の「下田市が平和都市であることを宣言する」、一般的に平和都市といいますが、憲法でいうところの核の三原則、つぐらぬ、持ち込まない、そして持ち込ませない、使わないことはもちろんですけども、そういうことをうたっている都市だと。したがって、全世界に平和を望む都市である、核兵器とかかわりのないまちであるので、このまちに核兵器を落とすことはならぬと、こういう意味合いが平和都市の内容に含まれているわけですね。ですから、当然下田市だけではなくて、焼津や平和都市宣言をされている都市といろいろ協力されていく、市長が広島の市長が呼びかけている平和都市市長の会に参加されているということも大変すばらしいことであると思うわけです。そういう点から見ますと、兵庫県が核兵器を積んだ艦船の入港は認めない、こういう姿勢を、県条例をつくっているわけがあります。先ほど藤井さんからの質問もありましたけれども、平和委員会等の調べるところでは、下田に寄港した艦船の中にも核兵器を積んでいる疑いのある艦船があるということが明らかにされていますので、ぜひともそういう意味では兵庫県に倣って、下田港に核を積んだ艦船が入港しないと、こういうような姿勢をより一層進めていただきますと大変ありが

たい、こういうぐあいに要望として申し上げていきたいと思います。

平和のための教育をどうするのか、あるいは平和をより一層前進させるシンポジウム等や、ニューポートも含めたそういう下田市が関係している姉妹都市をしている市町村との平和友好のお祭りをより一層進めていく、あるいは講演会やシンポジウムをやる、こういうような計画をぜひより一層強固に進めていただきたい。ぜひともそういう意味では、下田の子供たちが長崎や広島あるいは3・1ビキニの参加を受けた焼津の子供たちと平和のための交流をするというような事業も推進していただきたい、このように考えるわけであります。ぜひとも、議員の皆さんも大賛成をしていただいて決議をいただきたい。

それからなお、核兵器は、核戦争がないからいいんだと、とんでもないことであります。カザフスタンを見ても、あるいはアメリカのビキニを見ても、その島に住めないという状態になっているわけです。戦争がなくても、核兵器の開発によってどれほど多くの国民やその市民が虐げられているか、核被害の状態に遭っているか、この現実を見なければならぬと思いますし、ただ単にカザフスタンにとどまっているだけではなくて、風や雲は回ってくるわけですから、そのことによって放射能の被害が全世界に広がっているという、この現実をきっちり見ていただきたい。このように、核抑止力に頼るような見解というのは現実離れた、実体を見ない議論だと、こう言わざるを得ないと思いますので、要望を含めて、市長のさらなる決意をいただきたいというぐあいに思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 決意と言われても、とにかくこの条例を出すということは、そういう思いの中で出させていただいたということで、沢登議員からエールを送られても、ふだんのあれからいうと、なかなか……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） すみません、ありがとうございます。とにかく下田とすれば、こういう機会に平和ということをしっかり位置づけするという姿勢も必要じゃないかということで、市の姿勢として今回上げさせていただいたということで、先ほど申し上げましたように、三島とかあれなんて、20何年前にこういう宣言をして、そういう方向性に歩いているという、あるいは熱海、伊東にしても、我々よりか常に、熱海、伊東、下田というのは、東海岸の同じ協調路線をとってきて、いろいろな面での情報交換をしているところだったんですが、それよりか、やっと21年もたってから下田市が平和都市宣言できるという状況になっているということで今回は提案させていただいたものですから、ぜひご理解をいただきたいというふ

うに思います。

議長（増田 清君） ほかにございますか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 今、下田市平和都市宣言が出て非常に驚いて、何でもまた突然こんなものが出てこなきゃならないのかなと、過去の亡霊を見たような気分ではいるんですけども、何かきっかけがうちの会派の方だということで、ああ困ったなと思って、複雑な思いではいるんですが、平和都市宣言というと、僕の場合、ほとんど広島しか思い浮かばないんですが、熱海や伊東や三島や伊豆の国市や、あちこちでやっていて、平和都市宣言のバーゲンセールが過去行われたんだなという思いを持ったんですが、それほど求めた時代が多分あったんだと思いますよ。僕も平和のために闘わなきゃいけないということで、したこともあるんですけども、そういう時代にはそういう時代の事柄があったんだろうと思うんですよ。今、なぜやるのかといえば、共産党としては、核廃絶で大変いいなと思うんですが、敬さんも言っていましたけれども、日米同盟、これは米軍の核の傘に入って日本の平和を守るという根本思想があるんでしょし、この間、文化会館で田母神さんですか、来られまして、先月、私がお客さんのところに行ったときに大変喜んでおりまして、日本は核武装をしなきゃだめだというご高説を延々1時間承って、非常にありがたかったわけなんですけれども、軽く平和を 平和を願わない人はいないので、私、先ほどバーゲンセールと言ったんだけど、いいじゃない、それは平和を言って、平和ということに反対する人は多分いない。けれども、実際には平和を守るために争いが起きている現実があって、この平和都市宣言を軽く流行に乗るがごとく扱えば、別に何の問題もなくいくんだろうし、やっぱり本気で平和をつくらうということ、そこは対立しちゃうわけですよ。要は、平和のために核が必要だという考え方もあれば、核は、要は人殺しの道具だからなくせという考え方もあるし、それは全く対立して、平和のために争いは当然起きているという人類の歴史なので、じゃ、どこまで都市宣言を真剣に考えるのか、軽く流すのかということだろうと思うんですよ。

僕自身は、平和はもうちょっとまじめに考えたいというふうに思いまして、平和都市宣言をするのであれば、下田として本当に下田は平和都市なんだと。そのためには、一体何をやっているのか。それは看板上げて、標柱立てて、旗おろせば、それで平和都市宣言だということだと平和を軽く考え過ぎちゃって、何か違和感を非常に覚える。過去に、初めて知ったんですよ、池谷さんが提案して否決されたという事実として非常に驚いたんですけども、少しまじめに考えたほうがいいと思いますよ。平和都市宣言をやるのであれば、下田は平和



構築のために何をやるのか、平和のシンポジウムだって開く必要があるんだろうけれども、ただ、そこにはいろいろな考え方があって、対立行動を生むという事実もある。少しまじめに考えてから、議論をしてから、宣言するなら宣言をするということで、今やっても流行おくれであるような気もするので、その辺でいえば、市長、もう少し真剣というか、やるなら中身をつくってやったほうが、ただ下田は開国のまちという、歴史のまちというのは、それに見合うだけの歴史があって、それに見合うだけの下田市の取り組みがあって初めて開国のまちが生きるんだと思うんですね。ペリーさんが来たよ、プチャーチンさんが来たという、密航の企てがあったという歴史的な事実もあるし、黒船祭もやっているし、そういう実績があり、今後もそれが続いていくということの中で開国のまちって言えるわけで、何か標柱を立てて、垂れ幕を垂らしたから平和都市だというのも、何か僕はちょっと、広島は平和都市宣言を侮辱とまでは言わないけれども、何もなしに言うのは少し違和感を感じるんですが、いかがですか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） それぞれの議員のお話を聞いていけば、自分の考え方が出ているわけですね。例えば、伊藤議員が今言ったように、田母神さんの話を聞けば、なるほどという部分もいっぱい出てきますが、今、議員がおっしゃるように、日本が核を持ってどうのこうのって、僕は大変危険なご意見だと思いますよ。これから核なんていうのは、日本は持ちちゃいけないという国民の気持ちがあると思うんですよ。ただ、僕は下田市民の総意ということをおの中にさせていただきましても、その中にも下田市民として、日本が核を持ってもいいんじゃないかという発想を持っているとしたら大変危険であるというふうに思います。

田母神さんの講演というのは、僕は当日萩へ行っていなかったものですから、後ほど最初から最後まで、あるいはシンポジウムの中での発言、会場からの質問等、すべて大変興味深く見させていただきました。あの方が言っているのは、要するに戦後あるいはそういうときの日本の教育の仕方が間違っている、いろいろなものが、日本人がへりくだるような形の教育がされているけれども、事実はそうじゃないということを知ったということだけは、大変あの方の話は、僕はよかったという判断をしておりますし、日本人の教育の中に間違った侵略の戦争の問題のことが語り継がれて、よその外国で語り継がれていることを日本が受け身に回っているということに対しての教育は間違っているということは共鳴を受けましたが、核を持てなんてというようなことは、僕は絶対許されない考え方だというふうに思っています。

す。

計画が何も無いのに流行に乗ってとか、あるいはそういう気持ちでやっているんじゃないんですよ。平和というのは、案外、確かにもやもやとした部分が平和とじていらっしやる方というのはいっぱいいて、実際にどういう活動をしたら、それが日本を動かし世界を動かす平和活動になるかというのは、大変これ難しい問題でありますけれども、そこに住む住民が、うちのまちが平和都市ということを出しているんだ、平和ということ掲げているんだということを持つ時代になってきているのではなかろうかということで、タイミング的に、私は今いいという判断で今回出させていただいたもので、計画がないから、これからもっと先に計画をしてから出せという問題じゃないというふうに思います。

そういう中で、今後、下田が平和都市宣言をした中で、じゃ、市民のほうから、こういう活動を市長さん、やったほうがいいんじゃないとか、いろいろな議論が出てくれば幸いですよ。そういう中でやるべき宣言であるという判断で、今回の議会に出させていただいたということでございます。

議長（増田 清君） いいですか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 市長のお考えは大変よくわかりました。それはそれで結構なんですけど、私自身としては、先ほど言いましたし、沢登さんが核廃絶のためにいろいろな運動をやってこられて、また、やらなきゃいかんと。しかし、一方では、核による平和という考え方を持っている人がいるのも事実だろうと思うんですよ。北朝鮮が核武装をねらっているのは、あの核を使って日本に撃とうというよりも、やっぱりイラクだとかアフガニスタンのように、アメリカに攻められちゃ困る、自国の安全と平和を守るために核武装をしているというのが、僕は、それが正しいか正しくないかはわからないけれども、北朝鮮の論理そのものは、核による平和を求めているというふうに理解をしていて、それは本当に個人個人、考え方がみんな違うので、この都市宣言をやることによって、下田の中でもう一回、本当に平和について考えるような機会になれば、それはそれで意義があるのかなとは思いますが、終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） 大変議論が生まれて、こういう議論が出ることそのものが、結構なこと、また、報道等を通してそのことが明らかになって、またまちの中で議論してい

くと。真剣に平和について、また、環境について語っていくと。そういう、今は核とか、具体的に平和の概念の一部だけを語られておりますが、それだけではない、いろいろな角度から見た部分が呼びかけになると。そのことが、まずもって大事なことだと。

そして私、一般質問でも申し上げましたけれども、和親通商等、日露とおつき合いをしていく、これは決して軍事同盟ではなかったわけです。通商、国を開くということの始まりです。もう一度そのことを問い直してみる。そのことに、バックボーンとして理念を傾注していく。そして、今まで核の軍隊が入っているから反対だとかいう、そういう不幸なことをみんなの気持ちを一つにしていくと。真に市民的な祭りとしてやっていくためにも、理念的なバックボーンが必要だと。ただイベントとしてとらえるではなく、そういう機会になればいいなという思いで私は賛成いたしました。

環境サミット等、10年に一回やる部分におきましても、開発をするのは人間だけでございます、動物の中で。だから、人間は結局、すべての動植物に対する、安寧に対する責任がある。戦争をするということで科学が目覚ましく発展していった、そのことも否定はいたしません、もうそろそろやめてよかないかという、そういう気持ちでいっぱいでございます。大変立派な宣言をされたと思いますし、またこれ、付託されて委員会でもまれることとなるかと思えます。

〔発言する者あり〕

10番(大黒孝行君) 即決かい、これ。

議長(増田 清君) 大黒議員、すみません、質疑をお願いします。

10番(大黒孝行君) だと思いますもので、ただ、質疑というか、提案を少しさせていただきたいんですが、今までの議論を聞いていましてさせていただきたいんですが、どういうことでそれをアピールして肉づけしていくかというような議論がございましたもので、私の若干考えますことを念頭にいただいでご検討いただきたいなと、そのように思うので、ただ、その1、2点は、教育の関係で、子供たちに平和というものを身近にとらまえていただくための対応、その一つとしては、具体的には広島、長崎への平和行進等々への参加をやれば、その辺が少しは形になって見えてくるのではないかと。伊藤さんが言われたサミット等のことも触れて一般質問では言ったもので、そういう発展性のある形というのは期待もできますし、もう1点は、下田港に不幸にして沈んでいらっしゃる海兵さんが一応眺めたことがあるそうですが、それをシンボリックに引き揚げる運動が以前はございましたが、それを引き揚げてモニュメントとして、何か我々の国が過去に犯した戦争に対する反省等も含めて、そういうこ

ともお考えになったら、アイデアの一つとして提案させていただきます。どうぞご検討いただきますように、質問にならなくてすみませんでした。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第76号 下田市平和都市宣言については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩といたします。

午後 0時 5分休憩

午後 1時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第74号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第74号 中学校パソコンネットワーク機器購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、議第74号 中学校パソコンネットワーク機器購入契約の締結についてをご説明させていただきたいと思います。

議案件名簿の第4ページをご覧くださいと思います。

この購入契約につきましては、提案理由にございますように、市内4中学校のパソコン教室のパソコン及び校務用のパソコンの導入並びにシステムを構築するものでございまして、その契約金額が4,670万2,530円となるものでございます。この金額になるというようなことから、下田市条例でございます議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める契約案件に該当するものでございます。

契約の方法につきましては、随意契約ということでございます。その理由といたしましては、PCネットワークに関しまして市内に設計を組める専門家がないということから、こちら側の、我々のほうの必要とする目的に対する企画提案を業者の方々にしてもらおうプロポーザル方式を採用させていただきまして、中学校の整備目的に沿うシステムの提案依頼をしたところでございます。そういうことから、提案していただいたものを審査いたしまして、こちら側の要望するのに一番適した業者を採用する、そういうことから随意契約とさせていただいているものでございます。

契約の相手方は、静岡県下田市西本郷二丁目2番15号、日興通信株式会社下田営業所、所長、池谷明久となるものでございます。

次に、条例改正関係等説明資料の第1ページをお開きいただきたいと思います。

そこに物品売買仮契約書がございます。契約の内容といたしましては、PC教室のパソコン146台及び校務用パソコン67台、そして校内LANの、無線LANの中継機ということになります。25カ所、そして、これらを統括するサーバー類その他周辺機器及びソフト類の契約内容となっております。先ほど申しましたように、契約金額につきましては4,670万2,530円ということでございます。仮契約書となっております。これにつきましては、先ほど申しましたように、議会の議決を経てから本契約になるというような条項を盛り込みましておりますので、仮契約を結んでいるものでございます。そういうことから、この4中学校のPC教室そして先生方用のPCパソコン、そういうものが整備されるということになります。

雑駁ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 公募型のプロポーザルで行ったのかということをお伺いします。それから、公平性、公正性が担保されているのか、透明性が担保されているのか、そのあたりをはかりたいと思いますので、審査の経緯を知りたいと思います。

1点目といたしまして、企画提案の審査は、どこが、どういう組織が行ったのかということ、審査をしたのかということをお伺いします。

2点目といたしまして、採点の結果はどうであったのかということをお伺いします。

3点目といたしまして、第三者機関にゆだねる必要性というものを感じておられるかどうかお伺いします。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、1点目の公開型のプロポーザルであるかということですが、これにつきましては、こちらからの提案依頼書、これにつきまして県の東部に本支店がございますPC関係を扱っている業者の方27社に対しまして提案を依頼しております。その中から、辞退届がございましたが、4社の提案がございました。

そして、2点目でございますが、公平性あるいは企画提案書の審査ということでございますが、これにつきましては、市内の4中学校の情報担当の先生方、そして、私ども市役所のほうの企画財政課の情報担当の主幹、そして校長会から校長会代表の校長先生、そして校長会のパソコン情報担当の校長先生、そして我々、教育長と私が入った検討委員会をつくらせていただきました。その検討委員会の中で、審査票をつくりました。それに基づきまして4社の提案を採点させていただいたところでございます。

そして、これを第三者機関にゆだねるかというようなことでございますが、私たち教育委員会、中学校として何を必要としているのか、そういうものを提案依頼させていただいたわけでございますので、こちらの要望事項がわかっている、一番詳しいと申したらおかしいんですが、こちらの要望したものが審査するのが一番妥当なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 採点の結果はどうであったのかということをお伺いしたわけですが、ここですぐ出せないようでしたら、委員会のときにでもまた出していただいて、中で審査をできればいいなと思っております。

以上です。終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございますか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 先ほどの説明だと、自分たちに一番ふさわしいものを選んだということなんですけれども、1点目は何が一番、どの点がふさわしかったのかという、質問の意図はわかりますかね。幾つかの提案があったんですけども、この点が一番下田市にとってよかったという、採点の具体的な理由ですね。

それから、金額面では、4社あったというんですが、4社それぞれ幾らぐらいの金額の提案があったのか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、教育委員会側あるいは中学校側から、何がふさわしいような状況だったのかということでございます。これにつきましては、インターネットによる調べ学習ですとか、そういうものをするわけでございますので、今ある通信網の中で一番ふさわしい通信の速度、そういうものが得られる、また、学校の先生方がいろいろ校務的にパソコンを使うわけでございますが、家に仕事を持って帰れるか、そういうものに対してどういうセキュリティーがあるか、そしてあと、グループウェアと申しまして、中学校を連携したグループウェアというものを導入させていただくわけなんですけど、そういうものの使い勝手、そういうものを判断材料にさせていただいております。そしてまた、コスト面で申しますと、機器の導入のコスト、あと後年度発生しますランニングコスト、そういうものを総体的に審査させていただいております。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今の中で、自宅へ持って帰るといふ気になることがあったので、今、情報が漏れたり、パソコンが盗まれたりとかということで、情報を学校外へ持ち出すことは禁止されているんじゃないかと思うんですけども、今の課長の説明ですと、何かセキュリ

ティーがしっかりしていれば自宅で仕事をするという、持ち帰って仕事をするような発言があったんですが、それはそれでいいのかどうかということですね。

それから、質問したのは金額を聞いたのですよ。わかりやすく言えば、これが一番安かったのか、安くはなかったのかということで、4社それぞれ幾らずつのものの提案であったのかということですね。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず、第1点目の情報を自宅へ持って帰れるのかということでございます。これにつきましては、パソコンを家に持って帰るとか、そういうことではございませんで、ネット上で接続することができるのか、あるいは、USBによる家庭でのパソコンが可能である、そういうようなところでございます。

そして、金額について、しばらくお待ちいただきたいと思います。

大変申しわけございません。ただいま手元の中に、4社の金額を比較できるものがございませんので、大変申しわけございません。

議長（増田 清君） 3番、3回目です。

3番（伊藤英雄君） 3回目、最後の質問ですけれども、今、USBを自宅へ持って帰れる、あるいは自宅のパソコンでつなぐことができるというようなご発言があったけれども、そういうことは問題ないですかね。何か僕の現在の知識では、USBを学校外へ、自宅へ持ち帰って自宅でやるとか、極端に言えば喫茶店でそれをやるとか、USBのそのものの持ち出しがまずいんじゃないかという認識があるんですが、そこのところはどうなのか。それから、暗証番号とか何かはあるんだろうけれども、自宅のパソコンでネット上、すぐ学校の情報につながるというのも問題あるような気がするんですけれども、そこはよろしいですか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 私もそういう心配というものを当初は持っていたわけなんです。ただ、今は技術上の問題で、当然USBにしても暗証化されております。その暗号が、当然暗号化された情報で行くんですが、USBとパソコン、そういうものが合わないと作動しないということになっているようなシステムに今はなっているようでございます。そういうことで、私も、すみません、その辺全く素人でございますので詳しくは説明できませんが、そういう面からセキュリティーは保てるというような提案をいただいております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。



9番（増田榮策君） ただいまUSBのセキュリティーが安全かのようなことを言いますけれども、既にUSBのそういうセキュリティーを破るソフトが出ているんですよ、はっきり言って。かなり出回っていますよ。いろいろな雑誌なんか、見たことないですか。破るような雑誌まで売られているんですよ、はっきり言うと。僕も年中、時々見ますけれども、これはちょっと問題じゃないかなと私は思うんです。ただ業者の言い分だけを聞いていれば、それが安全かのような、僕は錯覚を起こしているんじゃないのかなと、これは一つ思います。

それで、何点かお聞きしたいんですが、とにかく入札時のコストの減で決めたということもあったんですが、この施設の耐久性は何年ぐらいをまず考えているか、お願いいたします。

それから、入札後の通常の管理の点検経費ですね。こういう契約のオプションの契約、これはどうなるのか、オプション契約。

それと、パソコンソフトの入れ替えの時期について、これはどのように考えているのか。例えば、ソフトが次々進化していくわけですよ。それから、パソコンも、これは恐らく1カ月に1台が新しいものが出てくるというので、今までの過去の例からいっても、相当な早い時期にパソコンが旧式化していくという、一種の消耗品なんですね、パソコンが。そういった意味で、このシステムの使うパソコン等の、消耗品としての耐久をどれぐらいに考えているのかお願いします。

それから、ソフトの管理、これが、ソフトの管理というのが、つい最近の新聞にも載ったんですが、学校のソフトがかなり流出して、著作権から守られていないというような、著作権の団体からの、私は記事を見たんですが、こういうソフトについてかなり学校間の融通をしているようなことはないのか。それから、先生同士の融通をしているところがないのか、不足のものを私物で埋めているようなことはないのか、その辺のところの現状を聞かせてください。

それから、もう1点、このシステムにおいて職員室にもこのシステムがつながることになるわけですが、現状においては私物のパソコンがかなり持ち込まれているような、私は気がするんですが、過去にも委員会の視察に行ったとき、先生方から直接、私物のパソコンは確かに持ち込んでいますという話を聞いた記憶があるんです。そこで、このシステムを使うのにおいて、私物のパソコン等を持ち込んで、これをつないで、またこれを自宅に持ち帰ると、こういうことが私はあるのではないのかなと。つい最近の新聞でも、USBを車に置いていたらパチンコをしている間に盗まれたとか、私物のパソコンが盗まれて個人情報のはらんしたとか、そういうようなこともありますし、その辺のところの現状を聞かせてください。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、第1点目のセキュリティーを破るソフトが出回っているというようなことでございます。確かにイタチごっこというような状況にあらうかと思えます。しかしながら、それがそういう現状ではございますが、先生方が学校内だけでは済まない状況というものが現実にあるわけございまして、そういう仕事を家に持ち帰らざるを得ないようなことがございますので、その辺を全くなしにはできない、そういう実情から、できるだけ、今、業者が提案できる最高のセキュリティーを確保するというような意味で、今回は採用させていただきたいというふうに願っているわけでございます。

そして、施設の耐久性ということにつきましては、これはあれでしょうか、システムのな、何年くらい使うかというようなことございましょうか。今回、購入でございますが、一般的にパソコンの環境については長くても5年くらいじゃないかというふうに思っております。そういうことから、5年くらいは今回導入するものでいきたいというふうに考えております。

そして、入札後のオプションといいますのは、先ほどご説明させていただきましたが、ランニングコストというようなことじゃないかと思うんですが、これにつきましては、メーカー保証が5年ついているもの、これにつきましてはパソコン本体ですとか、メインでございますサーバー類、そういうものについては5年のメーカー保証がついております。ほかに、周辺機器といたしましてプリンターとか、そういうものについては契約先でございます会社が1年の保証をつけております。

そして、ソフトの入れ替え、ソフトの日進月歩というようなことで、入れ替えについてなんですが、確かに新しいものが次から次へ出てくるわけでございますが、学校として、それを追っかけるようなソフトが必要なのかどうなのかということも検証したいと思えますし、どうしても新しいソフトが必要であるということであれば、私ども事務局といたしましては、それを購入する方向で検討をしてまいりたいというふうに思います。

そして、ソフトの管理、著作権が守られて、多分これ、一つの購入したソフトを違法コピーというふうな形でのご指摘じゃないかと思うんですが、これにつきましては、先生方の良心をもって管理していただくしかないかなというふうに思います。

そして、パソコン自体の入れ替え、これにつきましては、先ほど申しましたように、多分5年くらいが通常に動くのかなというふうに思いますもので、5年程度というふうに考えております。

そしてあと、各先生方が私物のパソコンを学校に持ち込む、それによって、よく言われる

Winnnyとか、そういうものに感染するのではないかというようなことでございます。そういうおそれも非常にあるわけでございますので、その辺は、このシステムの中で、そういう違法と申しますか、ウイルス関係ですか、そういうものに対するセキュリティーのシステムを備えておりますし、また、そういう先生方の私物のパソコンを学校に入れないようにというようなことで、このシステムを、今回の校務用パソコンを入れるわけでございますもので、その辺についてもしっかりと学校側に管理をしていただくようお願いするつもりであります。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 今のご質問ではっきりしたのは、意外とあいまいなところがあるわけですね。これ、学校に私物のパソコンを持ち込んでも、ウイルスを点検してかからないようにするとか、学校だけで済まないから自宅へ持ち込む状況も出てくるとか、ソフトの管理については良心に頼るとか、非常に私は、パソコンの問題点の本質だと思うんですね、こういうことが。要するに、著作権と個人情報を守られるか、それから、要するに社会的な正常な規律の中でやっているかということが、先生方の良心だけでお任せしますというだけで、パソコンの情報というのは一瞬のうちにひとり歩きしちゃうんですね。ですから、私はここで問題になるのは、こういうシステムをつくる、運用する内規をはっきり添付すべきじゃないのかなと。運用についてパソコンの持ち込み等の内規を早急につくって、それとあわせて、これは、僕はネットワークづくりをすべきじゃないかなと思いますけれども、その点いかがですか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 確かに増田議員おっしゃるように、この運用につきましては、これまでも、例えばUSBについての内規とか、そういうものは簡単ではあるのかもしれませんが、決めているはずでございます。しかしながら、おっしゃるように、学校内の個人情報というものは非常に大切なものでございます。また、成績とか、そういうものについても当然個人情報の高いものだと思いますので、そういうものをしっかり管理できるような内規を今後学校側と詰めまして、運用に努めたいというふうに思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 5ページの説明のところなんですけれども、今回は、ここに書いてあ

るセンターサーバー類と、下の中学校の学校のほうの機器と、両方を全部購入するという、そういう契約なんですか。

それと、上のほうの部分ですね。センターサーバーが置いてあるところ、これは、僕が聞いたところによると、I K Cの中にセンターサーバーを置いてあるというふうに聞いたんですが、I K Cとの契約というのか、そこら辺はどうなっているんですか。

それと、こういうふうなセンターサーバーを1ヶ所に限定して置くと、それは継続、この次、機械を取り替えるから、じゃ別のところへサーバーを置くというわけにはなかなかいかないと。一回サーバーを置いたら継続的にある程度ずっと続けていかなきゃならないというふうなことも聞いたんですが、I K Cに決めるときにどのような検討をしたのか、そこら辺のところをまず教えてください。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 5ページのネットワークイメージ図というものがございます。この上の横一列に並んでいる機器類については、購入するもの、そして今現在使っているもので使えるものは使うということになっています。たしか、このうちの2台か3台ぐらいは、今現在中学校のシステムとしてI K Cさんに機械が置いてあるものもございますので、それを使うということになっております。そして、そこから下の「中学校4校」と書いてある、そこについてすべて入れ替えるということでございます。

そして、サーバーにつきまして、I K Cに置くことになったことについて、契約はどうなっているかということでございますが、これは、日興通信さんとの契約の中でI K Cさんのデータセンターにサーバー類を置くというものが入っておりますもので、一括の契約となっております。そしてあと、サーバー類についてI K Cさんに置きますと、今後I K Cさんから移すことができないのではないかとということなんです、例えば、下田市内でサーバーを置いて十分な通信速度ですとかセキュリティーを保てる、そういうことになれば、それは移すことはできるというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） I K Cとの契約というのは、要するに今回のプロポーザル契約の中で、日興通信、これのプロポーザル契約の中で日興通信が提案してきたものの中にI K Cが入っていたから、自動的にI K Cと契約したんだというふうな解釈なんですか。それと、これには5ページには書かれてはいないんですけども、中学校の横には小学校もあるわけですよ

ね、そうですね。小学校はまだ入っていないんですか、中学校だけ……

〔発言する者あり〕

5番（鈴木 敬君） 小学校のほうは、また後で聞きますとが、それであと、このやつの5ページのほうで見ていて、フレッツグループから下のほうはADSLです、上のほうは、サーバーのほうの項は光で行っていますというふうなことで、光通信を上のIKCのほうには光通信を使って、学校とフレッツグループ、これは多分NTTの中にあるんだと思いますが、そこはADSLでやるというふうな格好になっていくんですが、スピード、速度なんかでADSLは物すごく遅いということが言われています。こちら辺のところは、中学校のほうは光にできない理由というのはわかるんですけども、もう一回、ちゃんと、なぜこっちのほうまで光ができなかったのか、それについてお答えください。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） まず最初の小学校の件につきましては、今回の契約につきましては中学校4校の契約ということでございます。小学校分につきましては、補正予算の中で予算の組み替えということでお願いしているところでございますもので、議決をいただいた後のことでやらせていただきたいというふうに思っております。

そして、光ファイバーの関係でございます。鈴木議員おっしゃいますように、IKCのデータセンターからフレッツグループまでは光ファイバーということになります。そして、フレッツグループ内を通して下田の局に来るわけなんです、そこから各中学校までは、ご指摘のようにADSL回線になります。そこを光にできないかというようなお話かと思うんですが、もし下田局から各学校間を光ファイバーで結ぶということになりますと、私も詳しくまではわかりませんが、距離1キロ当たりについて600万とか、そういうようなお金がかかるというふうに伺っております。

そしてあとは、データの流れというんでしょうか、通信の流れの中で学校間と下田局の間を光にしたときには、その間の流れは、水道で例えますと本管に当たるわけですので非常に通信はよくなります。しかしながら、フレッツグループの中に、インターネットについては流れていないんですね。これは、契約をしないと流れないということです。結局、下田の中学校としてインターネットのプロバイダーさんと契約しないと、フレッツグループの中の、フレッツグループ内は光回線かどうかわかりませんが、そういう高速のものを使えないということなんですね。ですので、そうしますと、学校からは太いパイプで行くんですが、プロバイダーさんと学校の間が細い回線になってしまうというふうなことで、結局は先が詰まっ

てしまうと申しませうか、そういうことになるということで、今のところはまだ各学校間を光でつなぐことについては現実的ではないというふうなことでございます。

議長（増田 清君） 5番、3回目です。

5番（鈴木 敬君） よくわからないんですけども、とにかく学校間のところ、下のほうがADSLでやるということは、要するに市内に光の配線がまだ来ていないから使えないということであるんでしょうけれども、この後、また補正のほうで出てくるJ - A L E R Tにしても、光のほうで敷根まで光で持っていくというふうなことがありまして、とにかく市のいろいろな業務も光を使わなければならないようにだんだんできてきています。前から私、光を市内に導入しろというふうなことを言っていますが、現実の職場環境の中において、どんどん光が必要になってきているんじゃないか。そこら辺のところ、光の配線を市内に敷設するのはかなり金がかかるから、またこれとは別の問題になってきますが、そこら辺のところ、今回は予算的にできないんでしょうが、いずれはそういうふうに市内のいろいろな市の施設だけでなくして、いろいろな企業なり病院等公共的施設等々も光になっていくと思いますので、これは要望ですが、できるだけ早く光の配線を市内に引くようにしてほしいと、これは要望におきます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

10番。

10番（大黒孝行君） すみません、余りこの世界はわからなくて、家にも機械はあるんですが、ほとんど利用していませんもので、費用対効果というんですか、十二分にこの事業が効果的に教育の場で生徒たちのためになっていると、そういうことであるのかどうか。

それから、本当に書いていることすべてがわからなくて、ちんぷんかんぷんなんですが、この補正に出てまいりますところの6192事業、何たらかんたらで1,400万、同額が小学校の部で1,400万そのまま残って、この分が消えておりまして、これとの関係はどんなものか。それから、これに対する財源は、ここについている財源のように国の補助が約半分であるような、そういう事業であるのかどうか、その辺をひとつ。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） この施設のシステムを構築して、これに対する費用対効果というようなことでございます。これについては、教育というものはなかなか費用対効果というのは見えないものでございますが、ただし、新学習指導要領というものが23年、24年から

小中学校で変わります。その中で、学校ICTの機械を使った授業あるいは先生方も授業にICTを活用してくださいよと。児童生徒にとっても、ICTを活用することによって授業項目についての興味を持ってほしいですとか、あるいは、情報機器を今後使いこなしていくスキルというものを身につけてほしいと、そういうようなことから国の教育の方針として教育のICT化が求められているところがございます。そういうことから、目に見えないかもしれませんが、先生方にも、児童生徒にも活用していただくことができるということで、十分あるものと思っております。

そしてあと、補正予算についての言及があったのですが.....

〔発言する者あり〕

学校教育課長（名高義彦君） はい。これにつきましては、9月の補正予算のときにご説明させていただいているわけなんですけど、今回、緊急経済対策の中から学校ICTの補助制度ができました。この制度については、国が総事業費の半分を持ちますよ、残ったものについては緊急経済対策の臨時交付金、それを充てることできる、あるいは地方債を充てることできますよというような事業でございます。そういうことから、下田市では、合わせて6,000万円のご予算を充ていただきました。そういう中で、プロポーザルをお願いしたときに、同じように小学校をやったときにはどれぐらいかかるのかというようなことを参考として各業者から出していただいています。そういうことの中で、第一に中学校については今回の4,600万でしょうか、その金額でできるよということでございましたもので、今、契約をしてお願しているところがございます。その6,100万円との差額、それについてを小学校の校務用のパソコンに回すことができるというふうなご提案といたしまして、参考としていただいておりますもので、その差額について小学校費のほうに組み替えさせていただいて、ぜひとも、この有利な制度の中で小学校の校務用パソコンについてもお願いできればということでご提案させていただいているところがございます。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 若干確認ですが、来年度あたりから教科としてとか、授業の活動の中に確実にそういう部署ができる、組み込まれる、パソコンの教育というのが。そういうことでいいですかね。今まであったものよりかは、確実にそういう授業形態の中へ取り込んでいくと。来年から若干指導が違うと、そういうことでいいですね。可能性は、非常に僕はいろいろな可能性があると思いますもので期待はしていますけれども、私自身が何せ全然わか

らないもので、予算をちょっと勘違いしてしまっていて、結局マイナス部分がマイナス部分で変わっただけということでもいいわけですね。ここのリンクして見たときには、この予算がそういうことじゃないということでもいいですね。了解しました。ありがとうございます、いいよ、答えは、議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

8 番。

8 番（土屋 忍君） 機器類の中身で細かい話なんですけれども、PC 教室するときの数なんですけれども、どういうふうに使われているのか。生徒が1台ずつ使うのかということなんですけれども、稲梓で27台に比べて下田が35というのは、余りにも何か稲梓より8台しか、下田が多くなっていいのかという、その辺の疑問があったもので、数の点で27、40、40、35のするときの数というのはこれでいいのかどうかということと、学校でどういうふうに使われているのか、子供1台1台使っているのか、それとも交代なのか、その辺がわからないので教えていただければと思います。その1点なんですけれども。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） パソコン教室におきましての台数は、その学校における1クラスの最大の生徒数をとっております。といいますのは、1学年1クラスのところであれば台数が多くなる、下中でありまして1学年3クラスあるので、1学年100人ぐらいといたしますと、大体1クラス分が30台というようなこと、そういうことからその台数をここに掲げております。それでよろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 8 番。

8 番（土屋 忍君） そうすると、クラスが多いところは頻繁にその3倍ぐらいの頻度で使われると思うんですけれども、その辺の消費量というんですか、使う頻度が、例えば稲梓より3倍ぐらい頻度は多くなると。消耗もそれだけ激しく当然なると思うんですけれども、そういうことでもいいのかどうかということですが、だめになったら取り替えるということなのか、あれなんですけれども、そういう、必ず1クラスしか見ないということをやっているということでもよろしいのかどうか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 各学校に、今、パソコン教室はとりあえず1つというようなことをございますもので、その辺、学校の各運用で重複することができないということをやっていたいております。

以上です。



議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

#### 議第77号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第77号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、議第77号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の9ページ、10ページをお開き願います。

9ページは議案のかがみでございまして、「南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止について」、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町をもって規約を定め、設置された南伊豆地区広域市町村圏協議会を、平成22年2月28日をもって廃止することについて、地方自治法第252条の6に規定する同法第252条の2第1項の規定によりまして、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町との間で協議するに当たりまして、同法第252条の6に規定する同法第252条の2第3項の例によって議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、南伊豆地区広域市町村圏協議会を廃止するためでございます。

本件につきましては、さきの全員協議会におきましても概要説明をさせていただいたところでございますけれども、ご承知のとおり、南伊豆地区広域市町村圏協議会は、下田・賀茂地区を圏域とします南伊豆地区広域市町村圏の振興整備に関する計画を共同で作成し、当該計画に基づく施策の実施に関する事務の連絡調整を図ることを目的といたしまして、昭和46年7月8日に規約が制定され、当時の1市5町1村によりまして同年8月1日に設置された地方自治法第252条の2第1項に基づく法定協議会でございます。

広域圏行政に関しましては、昭和40年代前半の高度経済成長時代の中で、モータリゼーションや日常生活圏域の広域化を背景としまして、国の主導により広域行政圏施策が開始されたものでございまして、昭和44年5月28日に、広域市町村圏振興整備措置要綱が国から示さ

れて以降、社会・経済情勢の変化と相まって、全国的に広域圏の振興整備が図られてまいりました。

南伊豆地区におきましても、市町村の枠組みを超えた日常生活圏を一つの圏域としまして、下田・賀茂地区1市5町1村によりまして、総合的、計画的に行政の取り組みを進めていこうという合意が形成され、昭和46年8月に、市町村圏協議会が設置されて以来今日まで、合併による枠組みの変更はございましたが、教育・文化、医療・福祉、環境・衛生、道路・交通、消防・防災など、さまざまな分野で広域連携を進めながら、南伊豆地区における広域的な施策に共同して取り組んでまいりました。しかし、近年、社会経済構造の急激な変化とともに、広域行政機能も変質しておりまして、広域行政圏を取り巻く状況は圏域ごとに大きく異なる様相が顕著となり、広域的施策実現の手法も多様化が進んでまいりました。

そこで、国におきましては、広域行政圏施策は当初の役割を終えたという考え方のもとで、平成20年12月26日に、従来の広域行政圏施策にかわる広域連携を推進する施策として、定住自立圏構想推進要綱を制定しまして、今後、広域市町村圏にかわる新しい広域行政の手法として定住自立圏を推進することを明らかにし、あわせて、これまでの広域市町村圏振興整備措置要綱は、平成21年3月31日をもって廃止する旨の通知が出されまして、既に広域市町村圏振興整備措置要綱は廃止されたところでございます。

このことによりまして、今後、各地方公共団体が基礎的な自治体として目指すべき姿を具現化していくためにはどのような方式を選択していくか、これからの広域連携については地域の実情に応じて自治体相互の自主的な協議によって取り組みを進め、自らの責任で決定していくという自己責任・自己決定の考え方が強く求められてきているところでございます。

このような事情を背景に、南伊豆地区広域市町村圏協議会の今後のあり方につきまして、広域市町村圏の担当者会議、担当課長会議、1市5町の首長によります協議、検討を重ねてまいりました。その結果、国の広域市町村圏振興整備措置要綱が廃止されて広域市町村圏実施計画の策定根拠が失われ、南伊豆地区広域市町村圏協議会規約第1条に規定する広域市町村圏計画の共同作成と施策の実施に関する事務の連絡調整という協議会の目的そのものが実現できなくなったことから、南伊豆地区広域市町村圏協議会を廃止し、今後は各種広域会議の機会を利用しながら負担金等徴収しない形で、必要に応じて広域担当者会議、担当課長会議、首長会議等を開いて広域的な施策への対応を図っていくことという方向性が確認されたものでございます。

それでは、議案件名簿の10ページをご覧くださいまして、南伊豆地区広域市町村圏協議会

の廃止に関する協議書の案でございます。

内容は、「南伊豆地区広域市町村圏協議会を廃止することについて、構成する1市5町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の議会において議決されたので、平成22年2月28日をもって、本協議会を廃止する。なお、廃止に伴う事務は下田市が承継し、次のとおり実施する」というものでございまして、1として、剰余金の取り扱いについて、「協議会の剰余金につきましては、廃止の前に行われる協議会の会議で、歳入予算である負担金の算定に用いた比率により構成する市町への配分額を定め、廃止の前日に構成する市町へ配分する」、2の決算につきましては、「南伊豆地区広域市町村圏協議会規約第27条後段の規定により、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する」という内容でございます。

なお、1でご説明申し上げましたように、協議会廃止の前に補正予算を組んで清算行為を行うこととしておりますので、打ち切り決算による剰余金は発生しないものでございます。

続きまして、3の決算審査でございますが、解散の日をもって決算した場合は、速やかに下田市の監査委員による決算審査を受け、決算書を委員であった者、すなわち5町の長に送付するものでございます。

以上の協議内容につきまして、この協議の成立を証するため、本協議書6通を作成し、1市5町の長が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものでございます。

なお、協議会廃止議案は、1市5町ともに足並みをそろえて今12月議会へ提案するものでございまして、既に東伊豆町議会、西伊豆町議会、南伊豆町議会におきましては原案のとおり可決され、河津町議会は15日、また、松崎町議会は21日に採決される予定と伺っております。1市5町すべての議会で協議会廃止議案が可決された場合は、廃止の告示、協議書締結、県への届、所定の手続を経た後、平成22年2月に剰余金返還のための協議会予算補正に係る協議会を開催し、構成団体に剰余金を返還した後、2月28日付で協議会を廃止して打ち切り決算というスケジュールを予定しております。その後、下田市監査委員による決算審査を受け、その結果について関係町の長に送付することとなります。なお、今議会におきまして、この関連の清算に伴う金額の補正予算を上程させていただきまして、後ほどご審議いただく予定になっておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第77号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 南伊豆地区広域市町村圏協議会で、過去ここで提案され、実施されたようなものが何かあれば、成果ですよ。ここでの成果がどんなものがあるのかということです。

広域行政は、市町村合併の進行とともにかなりその役割を変えたということがあると思うんですが、賀茂地区においては合併構想が壊れまして、各市町単独で生きていくということになったので、広域行政の必要性はむしろこの地区では高まっているのではないかなと思うんですが、今後、市町村協議会の廃止に伴って、どのように広域行政に取り組む考えがあるのか。また、先ほどの説明では、これにかわって定住自立圏とかというやつが、何か国のほうで提案されたというようなお話がありました。そのことについて、この地域ではどのような考えでられるのか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） これまで昭和46年以降広域で取り組んできて成果はどのようなものがあるかということでございますけれども、その時々で広域市町村計画の実施計画というものを策定いたしまして、これを県のほうにお示ししながら予算づけをしていただいて実行してきたという形でございます。

事業内容等を見ますと、広域的に関連するような事業もありますし、その自治体で単独で完結するような事業もございます。具体的には、例えばその自治体内における道路整備あるいは駅舎の改修とか、あるいは漁港整備とか、そういった多様な事業について、この計画に盛り込まなければ国の財政的な支援を受けることができないということの中で、こういった計画を広域的に作成いたしまして、県・国にお示しして事業予算をつけていただいてきている経過がございます。ですから、相当数の事業がこのような形で実現されてきているのではないかなというふうに思います。それは、議員さんもお目にしたことがあると思うんですが、実施計画並びにこのような立派な冊子をつくりまして、こういった中にいろいろ事業を盛り込んで実施してきた経過がございます。

それから、賀茂・下田地区が、合併が白紙の状態に戻ってしまったということで、今後、合併がそういう状態になった結果を受けて、さらに近隣市町の広域的な行政としての役割が高まってきたのではないかなという、そういうご意見でございますけれども、これはご指摘の

とおりでございます。合併がうまく成就できなかったことをもって、広域的な行政の取り組みというものが終わるわけではございませんで、それぞれの市町の特性を生かした、役割を生かした行政執行の中で連携を強めて、スケールメリットを働かせていく必要があるかと思うんです。ただ、それには一定のよりどころとなるような法令整備とか、あるいは財源の確保が必要になってまいるわけでございますけれども、そういったものを今後どういう形で確保していくのかというのが定住自立圏につながっていくわけでございます。

定住自立圏構想というのは、これまでの日常生活圏域という枠組みの中で、行政サイドでの広域的な取り組みを今後若干見直しして、今度は日常生活そのものの動きに着目したような広域的な取り組みというものを重視していくという中で、一つの中心的な役割を果たす自治体、これを核としまして、周辺の自治体との連携を強めながら圏域の振興を図っていくという、そういう手法でございます。

下田市の場合には、人口5万人以上が一定の要件でございますけれども、最低4万人超の自治体でないとうこういった中心市の役割を果たすことができないということで、さらに、昼夜間人口が1を超えていなければ中心市として認められないということで、下田市は人口要件に該当しませんので、法の枠の中での中心市にはなり得ませんが、県の特段のご配慮によりまして中心市としての役割に準じた位置づけをさせていただきました。そういう中で、下田の場合には、昼夜間人口、大体1.03の比率がありまして1を超えておりますものですから、下田をとりあえず核として、周辺町の状況も見ながら、それぞれ個々に協定を締結して、課題を抱えている課題解決のためのいろいろな方策を講じていく必要があるというところなんですけれども、現状では、議員ご承知のとおり、合併協議の中でもいろいろなご意見が出まして、こっちの自治体を立てれば、自分のまちがある程度マイナスの面が作用していくというような、いろいろな思惑が働いてこようかと思うんです、これからも。そういったものをうまく調整しながら、連携していくためにはどうしたらいいかということ、これから十分研究、検討していかねばならないというふうに考えておりますので、またご協力のほどよろしくご理解願います。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） わかりました。時代の流れで、広域市町村圏協議会が廃止になって、かわりに国は定住自立圏域構想ができた。下田市は人口が少なく、本来該当しないんだけど、県の特段の配慮で下田市を中核にしているよというお話になったけれども、肝心の市町村が合併と同じでまとまらずに、この定住自立圏の協議会法ははまだ発足できないと

いう残念な状況だということがわかりました。これは非常に残念であります、一説によると伊豆観光圏とか、伊東、東伊豆、河津、下田、南伊豆で何か観光圏をつくるというお話もあるので、一遍にはいかななくても、いろいろな観光圏を一つのきっかけにするとか、首長間の親睦を深めつつ、ぜひ進んでいていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょう。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 今までの1市5町の取り組みは、合併の話の中で、大体地域の意向というのがよく反映されたというふうに受けとめております。下田市が中心としてのリーダーシップをとれないような、今までの状況下であろうと思います。これから各町でも町長選等がありまして、松崎町は町長がかわりました。早速来月には、下田市も入れて5人の町長と親睦会をやるという話が町長のほうから声がかかってきておりますので、その辺は、年が明けてから仲よくやっていきたいと、こういうふうに思っています。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 1点だけ確認させていただきますけれども、先ほど定住自立圏の関係で、まとまらないから協議会がまだ発足できないのではなくて、まだ定住自立圏に向かった協議が具体的に進んでいない状態にありますので、まだ協議に入っていないということ、その辺をご確認ください。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第77号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時14分休憩

午後 2時24分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第78号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第78号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者

の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、議第78号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、説明させていただきます。

内容につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。

内容につきましては、記の下記のとおりでございますが、指定管理者を指定する公の施設の名称としては下田市外ヶ岡交流拠点施設、指定管理者となる団体の名称につきましては株式会社アドミニスター下田、指定の期間につきましては平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間としたいものです。

提案理由としましては、下田市外ヶ岡交流拠点施設の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

補足の説明といたしまして、説明資料の8ページ、9ページをお開き願います。

説明資料ということで、指定管理者の指定に関する参考資料ということで、皆さんご存じの内容も多いと思いますが、一通り説明させていただきます。

まず、施設の概要につきましては、名称が下田市外ヶ岡交流拠点施設、所在地については下田市外ヶ岡1番地の1、施設の規模につきましては完成が平成12年9月25日となっております。延べ床面積が5,699平方メートル、構造については鉄骨鉄筋コンクリート4階、一部木造平屋となっております。

指定団体の概要でございます。団体名が株式会社アドミニスター下田、設立については平成19年1月19日でございます。主たる事務所は静岡県下田市二丁目12番17号ということで、これは商工会議所内となっております。代表者については、代表取締役、萩原聰治となっております。資本金が100万、出資団体については経済4団体ということで、下田商工会議所、伊豆太陽農業協同組合、伊豆漁業協同組合、下田市観光協会の4つの団体で構成されております。

3番目に、指定団体のほうから当初出されました、9月30日に申請、提案が出されましたので、その概要について若干説明させていただきます。

(1)番として、管理運営を行うに当たっての経営方針についてでございますが、これは施設の設置目的を理解して、下田市の情報発信基地として、また、交流拠点としての機能を

十分発揮できるように運営を行うと。

2番の施設管理についてですが、これは管理事務局と統括組織の明確な役割分担を行うとともに、市・その他関係機関と速やかな連絡調整が可能になるように、統括責任者及び管理事務局を中心とした確実な指揮命令体制をつくり、サービスの向上に努めるということでございます。

(3)番として、安全・きれいを意識した維持管理、これが交流館の管理のメインとなりますけれども、利用者が安心して施設を利用できるようにするために日常から点検・清掃を行い、継続して管理しているノウハウを生かし、早期に異常を見分けることで重大な事故等につながらないように未然に対処する。そして、安全できれいな施設維持管理を行うということでございます。

9ページのほうは、今回これが一番内容を求められたということでございますけれども、(4)番の自主事業の展開について、市 下田市ですけれども、市や企画力のある一般人を招き入れて、出身団体を中心に構成する企画実行委員会、これを新規に設立するということでございます。これまでは事務運営会議ということで毎月行っておりましたが、これを企画実行委員会という形で、新たに企画も、自主事業等の企画を新規それからいろいろな改良をしていくという提案する会、そして実行していく会ということで、外部の方も招き入れると、そういった提案でございます。この会を設立しまして、当該施設の利活用に関する事項について提案実施に至るまでの調整を行い、社会状況や利用者のニーズ等を踏まえた上で、指定管理者の指定期間である5年間を段階的に、提案・調整・実施・見直しを図りまして、本施設の利便性の向上に努めるというものでございます。

例えば、施設の利用促進(リピーター)及び来遊客の集客拡大を図るということ、中心市街地との連携を図るということ、利用者の利便性向上に努めるということ、地域資源の普及・PRに努めるということが主なことでございます。

(5)の施設の運営についてでございますが、施設とまちを、人と人、人とまちを結ぶ重要な拠点として活性化させるために、情報発信、交流拠点づくりの場づくりを行い、にぎわいの創出に努める。また、施設を満足して利用していただけるように、公平の視点に立った要望改善のシステムを構築する。

(6)番、指定管理者の指定を申請した理由でございますが、これは、下田市の経済を担う4団体が連携し、それぞれが蓄積するノウハウを活用することが、下田市の財政再建及び同施設の活用に関し最善の方策と考え、申請したということでございます。



大きな4番として、指定管理料でございますが、これが5年間の申請の指定管理料でございますけれども、参考までに21年度予算が1,726万6,000円となっております。22年度が1,790万、このまず大きな根拠としましては、若干上がっていることになっておりますけれども、21年度から、これは21年度予算1,726万6,000円ですが、消費税がかかってくるということで、約100万円程度の消費税が新たに入ってくるということで、基本的に100万増になるんですけれども、これについては、自主事業等の自主努力で少し吸収をさせていただくと。ただ、22年、23年につきましては、自主事業の展開を強めていくというようなことで、若干の初期投資をしたいというような申請になっておりまして、そういう意味で、どうしても若干の増額が避けられないというような形になっております。24年度については1,760万円、25年、4年目で何とか21年度の1,726万6,000円に追いつきまして、それ以降は、いわゆる5年間ですけれども下げていきたい。この管理料につきましては、毎年、当然協定書、年度協定というものを結びますので、その中で自主事業の様子、それから収入の様子を見ながら、基本的には上げることは考えておりませんで、下がる方向の形で年度協定において決定したいというふうに考えております。

雑駁ではございますが、これで説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 17ページの施設の現状分析のところ、一番下のほうでございます番、使用料、利用者数と書いてあるんですけれども、そのところに平成20年度決算で云々書いてあって、利用者数は46万ぐらいですね。これは、施設の利用ですから全体的なという意味ですか。上のハーバーミュージアムに入ったお客さんは何人かということをもっと知りたいということ、それをまず1点、先にお聞かせください。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今、資料を出しますのでちょっとお待ちください。

まず、46万312人といいますのは、これは展示室（常設・特別）、市民ギャラリー、一般の会議室、その他ということで明細がつかます。説明資料の中の施設の概要というところの13ページ、12の施設利用状況等の推移というところにつけさせていただいてありますが、46

万312人というのが総利用者数ということでございます。

その他の計算方法なのですが、これは道の駅ということで無料施設ですので、どういう入り方をするかわからないということで、完全な数字はなかなか出せないんですけれども、基本的には下の売店さんに寄っていただいて、レジの延べキーの回数というんですか、それを参考とさせていただいた数字です。それを合わせますと合計で46万312人ということで、これは20年度の決算でございます。常設展示室につきましては、20年度は、ハーバーミュージアムですね。7,096人、21年度の見込みとしましては、今まだ途中ですので結果出ておりませんが約9,000人を見込んでおります。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） わかりました。たしか決算のときにもお聞きしたのかなと思いましたが、少し確認のためにさせていただいたんですけれども、それを類似施設との比較というところで、開国博物館とか仏教美術館とかと比較してありますけれども、何か比較の対象としてどうなのかなと若干感じるんですけれども、それはそれといたしまして、まず、指定管理者の指定を申請した理由ということで、下田市の経済を担う4団体が連携し、それぞれが蓄積するノウハウを活用することが、下田市の財政再建及び同施設の活用に関し最善の方策と考え申請したということなんですけれども、このあたりをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。どのあたりに下田市の財政再建になるのか、何をもちって財政再建になるのか、最善の方法と思ったのか、担当課としてのお考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今のご質問でございますが、申請した理由として、まさにおっしゃったとおりの内容でございます。いろいろ理由はございますけれども、経済4団体という大きな、ある準公的な団体といえますか、そういった方々が集まっていたら、一民間企業ではなくて、いろいろなアイデアを出していきながら、出資をしながら経営していただくということが、もちろん企業的な、財政的なことも頭にありますが、まずその部分で、地元で市民のために管理をしていきたいと。もちろん最近では観光ということが、委託ということが一番表に出ておりますので観光協会が中心になっていくという方向でございますけれども、基本的にはそういう形で、地元が一番大きな4団体で、合同で事に当たっていくということがまず第一でございました。

財政再建という意味に関しては、指定管理者全体に言えることですが、直営と指定

管理者どちらが、費用が抑えられるかということで、これは議論の一番対象となるところでございますけれども、正直申し上げまして、これで半分になったということではございませんが、人件費的なものが大分安くなる、抑えられるだろうということと、直営ではできない自主事業の展開によって、今後もそういった収入、誘客につなげていって、少しでも財政的な部分を豊かにしていこうと、大まかに言えばそういったところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 7番、3回目です。

7番（田坂富代君） 地元でやっていくということも一つ大事かもしれませんが、この時期に来て、指定管理者がいいか、直営がいいかという話よりも、指定管理者の選定についてもっと問題になってくる時期に来ているんだろうなと思うんですが、それはそれといたしまして、観光交流課として最善の方策であるということで判断してこれを出してこられたんでしょうから、それは委員会のほうで議論をしていただくということだと思います。

企画実行委員会を設立しということがございますけれども、この構成メンバーはどうなっているのかお聞かせください。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） これは、今後の方針として、この4団体のどこがリーダーシップをとっていかということから始まるんですけども、この協議が始まって、申請の前からのお話があったようですけれども、申請をしていこうという中で、4団体の今までの反省も含めてですけれども、なかなか連携がうまくとれてこなかったというのが正直なところなんです。そういうことで、アドミニスター下田それから観光協会、同居しておりますので、観光協会がメインになってやっていくことが一番効率的だろうという判断がありまして、それでさらに自主事業に新たに取り組んでいこうということの中で、今、観光協会が情報センターセンターといっても建物ではないんですが、20人ほどの若い人たちやいろいろな団体の方を、組織の長とかという充て職ではなくて、いろいろなアイデアを持って地元で活躍している方々に集まっていただいて、今現在も、アドミニスター下田だけのことではなく、観光協会のシンクタンクというような形で、いろいろ定例的に月1回もしくは2回、いろいろなアイデアを出していただいて、それを実施しているということです。そのメンバーが多分中心になると思います。アドミニスター下田の企画実行委員会、そして今まで、反省の点なんですけれども、私たち観光交流課も、ただお任せするのではなくて、その中にアドバイザー的に入って、市としての立場もしっかり述べていくという形で、ですから、どこの組織の

だれということは出てこないんですけれども、地元で、個人で活動している方やNPOの方や、いろいろな方がいらっしゃいます。そういうことで、そういういろいろな思いを持っている方々に集まっていただいて随時意見を交換し合うと。その中で実施できる案があればどんどん実行していくということでございます。今回の申請案の中にも、そういった人たちから出た案がいろいろ含まれております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 我々の所管なんですが、あえて皆さんにもご一考願いたいと思って質問しておきます。

この施設は、リープロ事業として総額約30億からかけて、自治省の予算をもらいながらやったわけですけれども、リープロ事業が余りうまくいかなくて、次にできたのが指定管理なんですが、これを施設の管理運営状況の費用を見ますと、指定管理のあれですと、20年が決算については消費税の免除に当たって収支が大きなプラスになっていると言いますが、今後の収支バランスをずっと見ていきますと、今後予想されるのは、恐らく横ばいといいますか、収支がまた、ないんじゃないのかなという気がするんですね。しかも、下田市の負担の年間の総額経費が、これ、なしていかなきゃいけないんで、減価償却、市債の利子含めて1億1,593万円ほどかかっているんですが、現状のアドミニスターに任せていたら、僕は現状維持が精いっぱいじゃないのかなと思うんですが、今後、こういうものを指定管理者の選定においては全国的なネット、こういうもので、こういう状況を打破してくれる企業とか団体または意思のある者、こういうものを僕は集めてやる方法も一つあるのではないのかなと。

ということは、まずこの現状を見ますと、企画展というのがないんですよ、企画展がないんですよ。それで、いろいろなところを私も見ていますが、何かテレビとか時代に即したような企画展をいろいろひねり出してやっていますよね、短期ですけれども。だから、今、坂本龍馬の問題で、宝福寺さんもかなり努力しているいろいろな方面で名を売っておりますが、そういった時代に即したような企画展をできるような、僕は指定管理者であるべきではないのかなと。ただ維持管理だったら直営でやったほうが、まだ納得がいくような気がするんですよ。現実には全く下田市の持ち出しが多いわけですから、その点、将来の指定管理を含めて、将来の管理のあり方についてどのように考えていますか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今の増田議員の質問、一番基本のところで大変難しいご質問です。企画展というのは、例えばイベントで展覧会とか展示会とか、そういう意味で、その辺、とりあえず企画展のお話については、名前こそ違いますけれども、22年度についてはいろいろアイデアが出されております。集客事業の開発とか、展覧会ということではないんですが、とにかく自主イベントをなるべく数多く、4団体の協力を仰ぎながらやっていきたいという思いが申請書からは感じられました。確かに、今、議員がおっしゃったように、公共施設の推進協議会並びに指定管理者選定委員会の中でも、指定管理者のあるべき姿というのを大分厳しく問われたところでして、その辺について民間企業のほうがいいんじゃないかというようなご意見も当然あったわけですが、最終的にはアドミニスター下田を答申の中で選んでいただいたわけですが、それに沿って私たちは進めていこうということにしたわけですが、当然指定管理者のあり方として、道の駅というもの、交流館という性格がいろいろありますので、複合施設ということなので、なかなか単純に例えば観光だけのものなのか、企業でいいのか、どこの企業さんを探すのか、そういったこともいろいろ質問を出されました。ただ、伊豆文庫があったりとか、指定管理者の及ばないところの箇所が何カ所かあるわけですね。そういった部分の扱いもいろいろ難しいということで、私どものほうとしては、観光課としてはどういうふうに考えているかということも協議会の委員会の中で問われましたので、私たちとしては、あくまで複合施設であって、今、観光協会が申請書の中で非常に強い決意を出しているということで、いろいろ新しいことをやっていきたいと。指定管理料についても当然利益を上げながら、多少なりともそれを、指定管理料を下げるために使っていきたいという決意も示されましたので、結果的に委員の皆さんもアドミニスター下田を認めていただいたということで、当然指定管理者については、今後は自主事業的なもの、管理だけではなくて、新たな事業を展開していくということを目標に置いてやるのが本来の姿かなというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 前向きな姿勢はわかったんですが、ただ、それを具体化しない限りは、これは財政的に非常にお荷物になっていくのではないのかなと。私も、リープロ、これをつくるときに、恐らく将来はこういう結果になるんじゃないのかなというのを強く言ったわけですが、多くの議員の方が賛成に回って、こういうものが、結果、したんですが、なるだけ見てみぬふりするようなどころがあるものですからあえて言わせていただくんですが、

あの施設をいかに使用するかという考えがなかったら、1年中、あそこのところの2階の部屋があいているような状態では、僕は、全くあれじゃないんですよ、感じられないんですよ、前向きな姿勢が。それだったら、経費だけ負担してもらって、ただで貸したほうが私はいいような気がするんですよ。まちの中だって、自分たちで経費払いながら、結構個人では絵画の展示だとかいろいろなことをやっている方いますよね、市民の方とか。そういう方までもがあそこを利用しないということは、利用したくないんですよ、はっきり言うと。高いか、利用しても人が集まらないか、どっちかなんですよ。そこを考えて、何とかしないとうまくないのではないのかなと。真剣味が足りないんじゃないのかなと、このような気がします。

それから、もう1点は、あそこの観光協会のところに、たしか伊豆文庫というのがありましたね。伊豆文庫は確かにあそこにあるんですが、あれが非常に利用しにくくて、よくわからないんですよ。あれは何とか利用できるような形に、例えば前面に何日間か持つてくるとか、何か工夫というものができないものだろうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

あれですか、寄附された方の何か特別な誓約とか、そういう約束事とか、そういうものがあつたんでしょうか。あわせてお願いします。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 会議室の使用率でございますけれども、年々、9割、8割埋まっているわけではありませんが、会議が主ですけれども、いろいろ教室を開いたり、3割、4割ぐらいは上がってきているのかなというふうに思っています。例えば、会議室1でいけば、使用日数、月当たり12日が、21年度12.5、その前は、だから1日ずつぐらい減っているんですけれども、18年度は10日とか、そういうことで30%ぐらいになりますけれども、大体そのぐらいの平均で使われております。

市民ギャラリーについては1部屋まだあいていますけれども、この間の一般質問の中でお話になりましたが、民宿組合さんのアンテナショップですか、それが入っているということで、年間100万以上の収入にはなっております。

ギャラリー1につきましては、会議室にも使えるよう、ほかがいっぱいときにはそれでおこたえするのではなくて、ギャラリーにも使えるように、いす、テーブルも用意したということで、そういう部分では使用の向上を図るような工夫はしているなというふうに感じております。

それと、伊豆文庫ですけれども、推進協議会とか、あの部分はどうかというように確かにご提案もありました。ただ、私も聞いて、又聞きの話なのであれなんですけれども、寄附された方がちゃんとした形で展示してほしいというような思いがあるようでして、その部分については教育委員会のほうとも協議しながら、あそこを移せるものなのかどうか、あれに匹敵するような場所があるかどうかわかりませんので、その辺については確かに有効利用ができる可能性があるところではあります。有効利用というか、今も有効利用になっているんですけれども、確かに利用率というか、低いということもありますので、それは現実にそうなっておりますので、その辺については考えていきたいなと考えております。これが可能かどうかということは、ここではご返事できませんが、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番、3回目です。

9番（増田榮策君） 伊豆文庫については、確かに見た目は非常に条件が悪いんですよ。あれをもっと有効活用するには、もっと人の目に触れやすいところに持ってくるべきではないのかなと。でなかったら、下田の図書館に併設するとか、何か考えたほうがいいような気がするんで、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、もう1点、アドミニスターがするときに民宿組合が観光協会と下にあったわけなんですけれども、これを移動してくれということで仕方なしに上に来たんですが、結局アドミニスターの経営の方針は、あそこが喫茶店ですよ、軽食、コーヒーと。あそこが、入っている、満員になっているようなときは、まずないんですよ。果たして本当に民宿組合が上に来たことによって、相当フリーの客のあれが落ちているんですよ、要するに案内客が。だから、あそこの施設の有効利用という面から考えたら、あそこの喫茶店で民宿組合を上にしたことで、相当な僕はマイナスがあるような気がするんですよ。ただ、あそこを喫茶店にした背景はよくわかりませんが、指定管理者のほうで考えたと思うんですが、あれもそれほどの有効利用のうちには入っていないんじゃないのかなと。あれだったら、あそこをかえて第三者の売店に貸したほうが、相当なあれがあるけれども、そういうアドミニスターに対して経営的なアドバイスとか、何かそういうプロ的なような経営診断といいますか、商工会議所が入っているわけですから、経営診断してもらおうというのが当然な、僕は義務じゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今のご質問で、1階のR a - M a r uが入っているところの

ことを言いましたが、現状、19年からですから3年目になるんですね、平成21年ですと。そういうことで、確かに平日は若干お客さんが少ない様子が見受けられます。ただ、土日、それなりに若い方といいますか、ほかの飲食店と趣が違ってまして、コーヒーとか、そういった軽食関係がありますので、主に若い方々が、漁協さん、農協さんの下の売店ですとそういったものが飲めないということで、あとは自動販売機がありますけれども、座って飲む、座って食べられるというところはほかにありませんので、1階はああいう形で使っていて、赤字になっているという話は聞いておりませんので、そこそこの利益は出ているのかなという感じはしております。

一番課題は、ウッドデッキの2階にどうやって人に上がっていただくかということで、それはこの4団体の共通な悩みでして、昨年20年度の最後にアドミニスターさんの自主事業と言っては何ですが、案内看板等3枚ほどつくって2階に誘導しようということだったんですが、まだまだ不足しておりまして、2階に上がりにくいというか、回転ずしまで上がってくるんですが、そこから奥に入ってこないというのがほとんどの方ということで、今、来年度以降の話になるんですが、ウッドデッキをもう少し、フリーマーケットや、使いやすいような形にアドミニスターさんの自主事業としてやっていただこうかなというふうに考えております。

経営診断ということですが、確かに第三者の方をお願いしておりませんが、会議所等が相談したりとかしてまして、それは個人的に私が伺ったりとか、会議所のほうに相談しておりますけれども、正式に経営診断ということは今までやっておりませんが、当然会計士さん、税理士さんがついておりますので、その辺についてはアドバイスを受けながらやっておるということで存じております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

6番。

6番（岸山久志君） 少し質問します。

このベイステージは、結局拠点ですよ。拠点ということは人が集まって、集まってそのまま終わってしまったら拠点にならないので、集まった人間をいかに流すかということアドミニスターはどのように考えているか、教えていただきたいと思います。

また、予算につきまして、指定管理料の申請額が年々少しずつですが減らしていくということは、多分自主事業をかなり頑張っってやって減らしたいと、そういう意向が見えると思う



んですが、どのような自主事業をやるかとしているか、もしわかるようでしたらお願いします。

また、10ページの21年度予算が43万5,000円と書いてある。これ、ミスプリ 違う。こっちの14ページのあれだと、21年度の予算、自主事業が630万8,000円になっていますけれども、どういうことかなとわからなかったの、これも教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、これはアドミニスターとは関係ないかもしれませんが、1階の出店がありますけれども、出店の皆さんがまとまって頑張ってPRなり何なりをして、一緒になって一丸となってやろうと思うところがあるが、なかなか足並みがそろわないとかという話も聞きますので、その辺、もしわかりましたらよろしくお願いします。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今、岸山議員のほう、4点ほど、交流拠点施設としてどのような考えかということと、自主事業の内容、予算書の10ページ、それから、出店者協議会の動きということで、まず、交流拠点施設ということでこれは当然ですけれども、当初の目的から3点セットで、残念ながらニチメンが今の状態で片肺飛行のような形で続けているわけですけれども、当然今そういう思いで、あの辺の中にもエントランスのほうですけれどもマップを置いたり、町なかに誘導するようには、案内嬢がおるわけですけれども努めております。観光協会事務所のほうにおいても、町なかの案内をしているということで、そういった案内は積極的にはしております。あそこに来ていただいて、そのまま帰られてしまったのでは半減ですので、当然道の駅ですので、そういう部分もあろうかと思っておりますけれども、休憩場所としてそのまま国道から国道へ抜けていってしまうという方も、もちろん道の駅の性格上そういうものもありますので、その部分は仕方ないのかとは思いますが、基本的には施設の性質上、道の駅ということだけではなくて、町なかの誘導というのは当初の目的にありましたので、その辺については今後も努力を続けていくということで、市のほうとしてもアドミニスター下田と協働して頑張っていきたいと思っております。

それから、自主事業の内容につきましては、19年度に指定を受けまして、先ほどのR a - M a r uさんもあったことですが、あそこを営業の場所としようということで、2階に観光協会が上がって、アドミニスターと一体となって動くという、効率化を図るということ、それから、テナントがそれまで火曜日がたしか休みだったと思うんですが、それを、これは出店者協議会の会長さんが漁協の組合長ということで、この方、藤井組合長さんの力もありまして、何とか無休ということで、この辺が、これは自主事業といえますか、道の駅と

しての当然のことなんですけれども、それからホームページも新たに開設したということ、それから、19年度からサマージャンボ宝くじ、そして自主事業としては自販機、これ、ちょっと地道な事業ですけれども、とりあえず19年度は自動販売機を3台置いたと。そして20年度においては、かじきミュージアムをJ C F Aさんの協力もありまして、かじきサポートクラブの皆さんの力もありまして、何とかあそこに、一番奥ですけれどもつくることのできたということで、10%、翌年は前年に比べまして20年度は入館人員が上がっております。

そして、21年度に入りまして、これはちょうどアンテナショップに入っていたということで施設の使用料が増えていると。そして、21年度になりまして、サマージャンボの売り上げが大分伸びてきたというか、扱い額が上がってきたということで、ロトですか、数字式宝くじ、これが売れるようになったということで、それともう一つ、アイスの自販機も置けたとかということがあります。それから、維持管理につきましては、清掃の方を365日毎日きれいにさせていただくということで、これはアンケートもとっているようですけれども、非常にトイレがきれいだという評判を聞いております。

それから、22年度以降、これは本当にいろいろ考えていただいたということで、先ほど言いましたように、企画実行委員会を新たに設置する、観光協会が統括団体としてリーダーシップをとっていく、そして情報拠点の整備としてエントランスと事務室をもう少し効率化できるように配置がえをしていきたいということ、それから、アンテナショップを今C C Iがやっておりますけれども、これが3年ですか、補助金の事業としてはその辺で終わりますので、これを何とかアドミニスターで引き継いでいきたいということを考えているということです。それから、ネット、無線LANの関係ですけれども、それからインターネット、これがフリースポットという制度が前に田坂議員からご提案ありましたけれども、これをいろいろ調べまして、これは非常に有効な手段だろうということで、大分普及が始まったということで、これを来年度真っ先にやりたいなということを申請書にも入れていただいております。

それから、もう一つ、パソコンを持っていない方については、コイン式インターネット端末の設置、それから、これはまだ研究段階ですが、通信販売をやってみようかというようなこともあります。例えば、教育旅行、団体の食事場所として会議室や特別展示室ですか、ああいったものをうまく使えないかというような、誘客につながるもの等を企画実行委員会のほうで検討していきたいと。先ほど言いましたように、ウッドデッキをもう少し有効利用しよう。施設をつくるのではなくて、テント程度ですけれども、そういったものをある程度経常的に常に張っておくというようなことで、いつでも使いやすいような形にしようかとい

うようなアイデアも出ております。

それから、出店者協議会につきましては、今、大分経営がいいということですので、利益還元感謝祭、こういったものも出店者協議会の中で、企画実行委員会と一緒にアイデアを出しながら新しい企画を考えていくということでございます。

それから、経済4団体の中で出たアイデアで、水族館や伊豆クルーズさんのセット券、これを販売してみようかというようなことも考えられているようです。そして、この後、PRというものが大事ですので、この4団体で広報活動を、広報紙をつくったりホームページや営業活動もしていこうというような、こういったいろいろなアイデアが出されております。

一応自主事業については、今のところ具体的になっているのはこういうことでございます。

最後の質問の、1階の出店者協議会、今、お答えをしてしまったということで、出店者協議会についても、今まで毎月、出店者協議会というのを開いておりますけれども、これにも企画実行委員会が加わりながら企画を立てていこうということでございます。

10ページの予算についてですけれども、これは、施設の概要のほうの予算のほうには入っていますけれども、とりあえず未確定の部分ということで、この表は大きなところで宝くじが500万くらいありますかね。あと、その他の収入ということで、一時使用ということで、飛び込みで随時利用するような使用の方がいらっしゃいますので、その部分は載っていないようです、この時点で予算については。そういうことで、この部分は未確定のものを入れていないということで、ただ、22年度以降の提案につきましては、これを入れないと自主事業の数字が出ませんので、提案の中でこういう形にさせていただいているということの数字のつくり方、ちょっと見にくくて大変申しわけなかったんですが、そういうつくり方でございます。

以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

6番。

6番（岸山久志君） 9ページの4番に自主事業の展開についてとありますよね。その中に、黒ポチで4つほどありますけれども、下のほうの2つは課長からの話で聞きましたけれども、上の2つは、何か考えていることがあるでしょうからここに出ていると思いますが、それについてお尋ねします。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 9ページの（4）番の自主事業の展開についての施設の利用

促進（リピーター）、このところでしょうか。あと中心市街地との連携ですね。すみません、まだ具体的にいいましても、なかなか難しいところなんです。施設の利用促進ということで、当然何回も通っていただくということで、先ほどの具現性向上につながると思うんですが、例えばネットのものについては利用促進を、何回も通ってもらうということで、会議室等については、利用促進をしていかなきゃならないということで、これは市民の方、そういったもののいろいろな割引を考えたりとか、特に常設展示室については、なるべくいろいろなイベントといいますか、記念日とかに割引をお願いしております、そういう部分で利用促進を図りたいなというふうに考えておりますというか、そういうことで、こちらからもいろいろなアイデアを出させてもらってやっております。それが来遊客の集客、拡大にもなるのかなということでございます。当然道の駅という大きな目的がありますので、その辺については対外的なお客様を迎えなきゃならないということで、ホームページやいろいろなキャラバンにも出かけておりますので、その際にPR等をさせていただいているところです。

それから、中心市街地との連携というのが、先ほどもちょっと触れましたけれども、マップ、なかなかこれは具体的に進んでいないのが現状でして、今後の課題になるかなというふうには考えておりますけれども、とにかくここへ寄っていただいて、車を置いていただいて、町なかには有料駐車場がほとんどなものですから、ここに置いていただいて、どうぞ歩いてください、レンタサイクルも若干ではございますけれども数が増えておりますので、そういうことで自転車に乗っていただいて町なかに行っていただくというようなこともお勧めしております。

以上です。

議長（増田 清君） 6番、3回目です。

6番（岸山久志君） ということは、結局アドミニスター下田のほうから具体的な自主事業の事業計画案ということがないということですよ。その程度という形で、わかりました。

議長（増田 清君） 質問、それだけでいいですか。

6番（岸山久志君） はい。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） ただいまの岸山議員のご質問でございますけれども、アドミニスターのほうから具体的なそういった提案がないのかというご質問でございます。

今、ご質問にございましたような施設の利用促進とか、中心市街地との連携につきまして

は、具体的な記述の中で提案をちょうだいしております。今、お話に出ましたように、例えば施設の利用促進の中では来遊客の集客の拡大という中で、イベントの開催とかあるいは他社のイベント誘致との共催、それから、特産市というのを毎年やっていますけれども、こういったものの記念事業とのあわせての開催とか、あるいは海の朝市、マリンフェスタ、それから先ほどお話が出ましたようにフリースポット、これを、サービスを設置した、利用客の利便性の向上とか、また、インターネット・パソコン端末を設置して利用者の利便性を図るとか、ウッドデッキでのにぎわいを創出するためフリーマーケットとか、あるいは場合によってはピアガーデンとか、露店環境の整備等、実施できるイベントを模索すると、そういったような具体的な内容が出ています。

中心市街地との連携につきましても、今、説明があったように、レンタサイクル、これは下田TMOと連携を強化しながら活動を支援していくという、あるいはスタンプラリーとかエントランスホールに設置してある大型マップ、こういったものを利用して魅力の創出を発信していきながら、中心市街地への誘客を図っていくという、そういった具体的な提案が出ておりますので、申しわけございませんが、ご理解いただきたいと思えます。

議長（増田 清君） ほかにご質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 交流拠点としまして外ヶ岡の施設を担当する下田の経済4団体が受けて進めるということは、下田のまちづくりにとっても大変意義のあることで結構なことだろうと思うんです。

ただ、その実態が、十分に力量が発揮されていないという点があるにしましても、この方向は、私は正しい方向ではないかというぐあいには思うわけですが、そういう点から1点、22年度の予算が若干ですけれども上がっていると。これは初期投資をするためだと、こういう説明があったかと思うんですが、具体的に初期投資とはどういうことを意味しているのかという点と、14ページのアドミニスター下田の決算状況を19年度、20年度を見ますと、140万あるいは190万余の収入を上げています。21年度予算は82万の数値になっておるかと思いますが、これらの収益がどう使われることになるのか。先ほどの初期投資との関連がどういうぐあいになっているのかということをお尋ねしたい。

それから次に、この施設は、課長が言われるように複合施設であると。そういう難しさもあるんだ、単なる観光施設ではないんですよ、博物館的な側面もあるし、人を育てるための歴史博物館的な側面も持っているんだと、こういうことが言われているわけですが、

そういう下田の歴史や文化の調査研究あるいはその拠点としての意義づけはとうとうぐあいな関連になっているのか。単なる観光施設でいいということではなかろうと、こういう思いがあるわけです。先ほど、そういう点では伊豆文庫の扱いも質問があったかと思いますが、大久保婦久子さんの作品が保管されているという施設でもあろうかと思うわけです。それらのものはきちり整備して、本来の目的に供すべきではないかというぐあいに思うわけです。そういう点での検討が不十分で、観光的な側面から、交流館としての側面からのだけの検討という形になってはしないか、こんな思いもするわけです。あそこにはご案内のように、佐々木先生を含めました下田市史の編さん室もあるわけですので、それらの絡みの関係をどのように整理、検討していくことになろうとしているのか、2点目の質問としてお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 沢登議員のご質問、2点ということで、収益関係がどう使われるかということですが、これについては、当然収益を上げていかなければ株式会社として成り立っていかないわけですので、先ほど説明させていただいたように、資本金がそういう意味ではわずか100万円ということで、非常に弱い体質だろうということで、この辺の収益、どう持っていくかという方法論もあるんですけども、収益を今までの考え方ですと単純に収益はそのまま市に返して、指定管理料を下げるんだというような考え方が大抵だったと思うんですけども、私たちというか、観光のほうの考え方としては、少し会社の体質も強化していかないと、自主事業も思い切っただけできないのではないかとということで、当然今回の26年度までの予算の中で、自主事業の収入の一部は、半分近くですけども、指定管理料を下げるために繰り入れていくということで考えております。それで、26年度が何とか追いついていくだろうと。自主事業が軌道に乗って収入がさらに上がれば、もっと戻せるかなということで、当然増資のこともあるでしょうし、多少は内部留保も必要なのかなと。程度問題ですけども、必要になってくるのではないかと。そして、何かあったときにそれを思い切って使っていくというような、投資していくというような、当然投資的経費としてとっておくという部分も必要なのかなというふうに考えております。

初期投資につきましては、先ほど岸山議員のご質問の中でお答えしたように、若干の、ハードではないんですが機器の整備とか、例えば情報拠点整備とすればネットのフリースポットについては機器を購入しなきゃなりませんので、そういったものを自主事業の中で購入していくと。当然PRも必要になってくるだろうということで、アドミニスターとしても独自

のPR費用をとっていききたいと、そういったこと、ウッドデッキの有効利用につきましても、若干テント張るだけだと、あそこは風が強いところですので飛ばされてしまうということで多少工夫をしていくと。とめ金具とか、いろいろなパイプを張り出したとか、そういったこともしながら、そういったものとしての投資も必要だろうということで、自主イベントの開催となればそれなりの費用もかかりますので、そういったものに投資をしていききたいというふうに申請のほうが上がっております。

それともう1点、複合施設ということに対する難しさですけれども、今、教育旅行が五、六千人来ていただいておりますので、中には、寄っていただいているところもあるんですけども、常設展示室のほうに来ていただいているところもあるんですが、ほとんどが1泊2日になってしましまして、かなり日程がタイトということで、なかなかそこまで寄れないというところなんですけれども、そこを割引やいろいろな工夫をさせていただいてPRをして、各学校のお子さんたちにあそこに寄ってもらって下田の歴史を学んでもらおうという、こういう案も出ております。実際に来てるところもあるんですが、それは学校の先生によって、社会の先生だったりすると、校長先生がですね。熱心な方はまちを歩いていただいたりするんですけども、なかなか日程がきつい中で、海の体験だけで終わってしまっている部分もございますので、その辺についてまた提案をしていきたいなというふうに考えています。

一番入っていただきたいのはハーバーミュージアムですので、その辺については、名古屋の教育旅行の誘致、それから、市史編さん室に佐々木先生もいらっしゃいますので、正しい歴史を学ぶという意味で下田市内の学校の生徒さんたち、展示替えというのがなかなかああったものについてはできませんので、リピーターとなるのがなかなか難しんでしょうけれども、ソフト面はその辺を考えて、アドミニスターのほうでもやってみたいというふうなことは聞いております。

以上です。

議長（増田 清君） 当局の答弁をお願いします。教育委員会の大久保婦久子さんの作品の管理及び市編さん室の運営ですか、それについてご答弁をお願いします。

暫時休憩します。

午後 3時19分休憩

午後 3時24分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1 番 沢登英信君の質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 貴重な時間をいただきまして、大変申しわけありませんでした。

改めて申請書のほうで、施設の運営についてということで、下田市史編さん室と資料等の保管についての業務について触れておりますので、ここを読まさせていただきます。

まず、市史編さん室に関してのアドミニスター下田の役割でございますけれども、本機関の活動を積極的に支援し、電話受け付け、郵便物受け付け等の窓口業務を行います。これは、下田市史編さん室に直通電話があるんですけれども、先生がいらっしゃらないときもありますので、アドミニスター下田のほうで郵便物受け付け等、そういった業務を行います。また、水道、光熱費、ごみ等の処理費についてはアドミニスターの管理費で負担しているということでございます。

また、市史編さん室のほうから歴史情報の提供も受けて情報発信をしたり、この辺が新たなといいますか、説明ができるような形で、社員に郷土史の教育を行い、サービスの向上に努めますということで、こういったことについても既にやっていることですが、さらに一層努めたいと。佐々木先生といろいろ相談させていただきながらやらせていただくということで申請書が上がっております。

それから、資料等の保管、当然市史編さん室の裏に保管庫があるわけですが、ここに大久保婦久子先生の資料等もおさまっております。また、伊豆文庫内も含めてですが、伊豆文庫内の整理整頓に努めて、所定場所で資料の閲覧等については、貸出簿を作成したり、良好な管理を行いたいということであります。それから、収蔵庫につきましては、これは3階の収蔵庫です。入室については市が関係する、許可した団体であることを確認して、入室記録簿に団体名及び目的を記録し管理を行います。許可以外の団体が入室を希望した場合については、適正を判断した後、適正と認めた場合のみ、社員の立ち会いのもと入室を許可しますということで、こういう意味では厳重な管理をしていると。ただ、中の資料につきましては、それぞれ所管がありまして、当然伊豆文庫のほう、本については多分これは教育委員会の寄附を受けているでしょうし、ほかのものについてもいろいろ、特に収蔵庫については幾つかの課にまたがっております。観光のものもあれば、古い古文書なども若干入っておりますので、それはそれぞれの課で中身については管理をしていると。市のほうの各課の



管理ということで、幾つかの複数の課のものが入っております。そういったことであります。  
以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） そうしますと、歴史博物館的な側面については、各課の担当があると。管理はアドミニスターがやっているけれども、こういうことであれば、当然その見解もより一層使いやすい施設に当局のほうで努力していただきたいという点と、そうなりますと、アドミニスターへの契約金額も当然公費負担をすべき、指定管理者として自分の努力の中で生み出す資金でやるということではなくて、当然公費で負担すべき金額だという想定ができると思うわけです。そういう見解をとっていただきたいということと、指定管理をしていて一生懸命努力して利益を上げた。その半分は翌年の指定管理の値段を下げるために使うということでは、これは指定管理の意味と違うような気がするわけです。やはりそこで上げた利益は、指定管理者が次の投資ができる、次の企画ができる金額に使えるというような方向に持っていくことが本来の目的じゃないかという気がするわけです。そこら辺の事情について再度確認をしたいという点と、もう1つ、新しい初期投資の事業計画は聞きましたけれども、金額的にはそれが幾らぐらいなるものか、あわせてお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今の2つのご質問ということでして、まず、再確認ということで収益の関係、私どもは、その辺、どの辺で兼ね合いをつけるかというのが、100%例えば内部留保してしまうのも、なかなか対外的には難しいかなといったこと、それから、100%では確かに会社としての意欲が失われてしまうということで、その辺が半分なのか3分の1なのかわかりませんが、それについては年度協定の中で協議しながら収益を見ながら検討していきたいと思っております。当然会社としての意欲を失わない範囲の中で若干は努力していただくということを考えたいと思います。

それから、初期投資についてですが、主に22年度、23年度の自主事業の中で支出を考えておまして、開発費という、集客としての開発、これは全部含めて言っておりますけれども、ここで例えば22年度ですと開発費ということで42万円、23年度が自主事業ですけれども34万円、24年度から若干、これは機器的なものも、機器といいますか、備品的なものを含みますので若干ずつ減っていくということで、24年度が27万、25年度が5万円ということで、一応初期投資は22、23、24の3年間で終わるということで申請書は出ております。そういうお話

で伺っております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） リープロ、今はなくなった自治省のリーディング・プロジェクトで大反対をしていたんですけれども、残念ながら立ってしまったという、今もなお痛恨の思いをしておるわけであります。課長は複合施設と言いましたけれども、これは下田における静岡空港という感じで、絶望的な施設だと僕は思っているんですが、幾つか質問させていただきたいと思います。

10ページに外ヶ岡交流拠点施設・施設管理運営費比較表というのがあって、ここで下から3つ目に自主事業拠出繰出金というのがあるんだよね。この繰出金というのは、だれが、何のために出している金なのかなと思って、そこがわからない。市が出しているのか、アドミニスターが出しているのか、これはどこでどういうふうに出しているのかということです。

次に、13ページに20年度決算で常設展示室に7,096人入りましたという数字がありまして、15ページに入館料の実績で232万740円入りましたとあるんですね。1人頭の平均単価が327円、大人が500円で子供が250円なので、子供が多かったよといえは多かったのかなという理屈も成り立つんですが、何か僕、どこかでこれの割引券を見たような記憶があるんですよ。

そこでご質問なんですけど、常設展示室入館料というのは条例で決めてあるんじゃないかと思うんだけど、ここの利用料を割り引きするというのは、アドミニスターの判断で入館料はできるのかどうかということね。同時に、入館料ができるのであれば、今度は部屋ですよ。いわゆる会議室の使用料の上限、これ割引とか何か、これまたアドミニスターでできるのかどうかということです。これが、自主事業の展開において、先ほど施設の利用促進及び来遊客の集客、拡大を図るとき、たしか課長が割引をどうのこうのと言って、その後、はっきり聞こえなかったけれども、たしか割引とかなんか言っていたと思うんだよね。もしこれできるのなら、実は子育ての広場で月1回、1年間借りているんだよね。それも3部屋借りているんですよ。これの負担が大変で、今、子育てボランティアが倒産しそうな感じになっているんだけど、割引ができるならぜひ割り引きしてもらいたいなと思うんですが、できるんでしょうかということであります。

それと、15ページに、特別展示室入場者数という数字が出ているんですね。これが一つの目標、指標ということなんですね。特別展示室が入場者になっているのがよくわからないん

ですね。なぜ入場者かというのは、19ページの業績評価、これ特別展示室の利用率は27%、要は、部屋がどれだけ稼働したかが業績評価であって、それはそうだと思うんだよね。特別展示室、部屋を貸してそれで使用料をもらうわけだから、この業績は借りた人が何人、人を入れるか。人を入れたって使用料は上がってこないの、何人入ったかとか入れるかではなくて、どれだけ展示室が貸し出しをできたのかというところが問題になるんじゃないかと。要は、借りた人が何人呼ぶかが指標になるのではなくて、特別室がどれだけ使われたのかということが、収入にも直結するわけだから、むしろそっちが問題なのじゃないのかなと。だから、ここで特別展示室の使用料というか使用割合、利用率が問題にならないで、そこに何人入ったかが指標になるというのは合理的ではないなと。利用率は19ページに入っているんだよ、27%と、特別室のね。これは業績評価なんだ。業績評価は利用率を用いているわけですよ。活動指標は入った人数を使っているわけですよ。だけれども、合理的に考えれば、当然使用料が入って収入に絡んでくるのは、部屋をどれだけ回したかで、その部屋に何人入ったかではないから、この指標は入場者数ではおかしいんじゃないか。

以上。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今の伊藤議員の3点ということでよろしいでしょうか。割引の関係、2点ですか、条例の関係、一緒ですね、繰出金。

まず、割引の関係ですが、これは条例で使用料の減免というのがうたわれておまして、幾つか公に使う、特に南伊豆、河津の町・市で使うときには全額免除と。市内の南伊豆町内、河津町の保育所や幼稚園、学校関係、保育園、教育のためにときは全額免除、ここまで可能と。公立小中学校または公立高等学校等、教育のため5割の減額、国・地方公共団体または公共団体の主催ということで、公益のためであれば3割と。そのほか、市長が必要と認めるときは3割の減額ということで、この辺については観光目的ということで、入館者増を図るという大きな大義名分がありますので、この辺で、例えば国の記念日ですからこれに協力してくださいよというときなどについては割引券を発行したり、誘客を図るためにそういった割引の適用を一応市のほうにお伺いを立てていただいて、それでこちらが許可しているというふうなことでございます。現状はそういうことになっています。

それから、特別展示室、この指標のとり方ですけれども、人数は確かに実数を報告書で使用される方が入っております。報告したものを数えていくということで、言われるように人数と両方が出ておりますので、どちらをとるのかというのはなかなか難しいところですね。

ども、基本的には人数も大事だろうと。19ページの施設の現状分析については、部屋がどれだけ埋まっているかという別な観点からの面で見れば、部屋の稼働率が27%と、そういった意味で、両面からとらえているというふうにとらえていただければと。お答えが違っていませんでしょうか。もう一回、じゃすみませんが。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（山田吉利君） ごめんなさい、繰出金の関係です。これは、先ほど沢登議員のほうから質問があった件でして、繰入金の関係ですね。自主事業と別に会計になっておりますので、全体の会計と。自主事業のほうからアドミニスター下田の本体の収入のほうへ繰り出しているという、それを繰入金としてアドミニスター下田の本会計のほうを受け取っていると。そういうことで繰り入れ、繰り出しと。

〔「市ではないの」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（山田吉利君） 市ではありません。アドミニスター下田の中の自主事業会計の中から繰り出しをして、本会計といいますが、アドミニスター下田の全体の会計の中に繰り入れていると、そういう方法をとって、申請書のほうでも予算書が2つに分かれておまして、全体の施設利用促進事業と物販事業といくつかに分かれておりますので、本会計のほうへ繰り出しをしていると、そういうことになっております。繰入金と繰出金がイコールでいくようになりますけれども。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 回答に違う回答が来て、これで2回カウントされるのはつらいから、特段の配慮を議長にお願いしたいですよ。

まず、繰出金についてわけわからないのは、収入で自主事業の売り上げというか、総額が来ているわけだね。この総額、普通で考えると、収入以外にもう一回出すということになると、アドミニスターの利益とか持ち出し金という理解になっちゃうんだけど、収入は全額載っているのだから、10ページの20年度決算で、自主事業の収入が685万、これはあれか、22年度だからということなの。普通で考えると、売り上げが22年度でいうと、自主事業で売り上げが692万ありますよと。収入が全部入っているんだから、当然、下に来る、アドミニスターから来る25万9,000円というのは自主事業から回ってくるんじゃないわけだね。収入が692万で来ているんだから、二重に載ったよということになっちゃうから理屈としてはおかしくて、自主事業繰出金というのは、何か見ていくと収支で赤字が出た

から、赤字と指定管理料の差額、いわゆる赤字を補てんする意味で出ているよということだ  
と思うんだけど、それをアドミニスターが25万9,000円を赤字補てんしたよという、何  
だこれはというか、ここの数字そのものは何であるか、わけわからないという、今の説明だ  
と。

〔発言する者あり〕

3番（伊藤英雄君） それをだれが出したんだと。アドミニスターが出したとなると、どこ  
から出したんだと。収入は上に692万って出ているんだから、自主事業からは出ていない。  
出したら二重数字だからね。だから説明がおかしいということになるわけです。

〔発言する者あり〕

3番（伊藤英雄君） だから、今のじゃ説明つかないと思うんだよな。自主事業692万、だ  
から、自主事業も同額で来ている。692万、692万で来て、ここはチャラになっているんだか  
ら、だから、自主事業から回る金はないはずなのに、一体だれが、どこからの金を出して、  
何のために出しているのか。

議長（増田 清君） 質問の途中ですけれども、暫時休憩します。

午後 3時43分休憩

午後 3時54分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間を延長します。

議長（増田 清君） 議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は応接室へお集まり  
ください。

ここで暫時休憩します。

午後 3時55分休憩

午後 4時40分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

3番 伊藤英雄君の質問を続けます。

観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 大変貴重なお時間を長時間割かせていただきまして、まことに申しわけありませんでした。

先ほどの伊藤議員の質問に対する答弁の中で、説明資料の10ページを説明させていただいたんですが、それに数字のそごがありまして、今ちょっと調整しておりますけれども、少し時間がかかりそうですので、大変申しわけありませんが、この差しかえを来週月曜日、本会議がまだありますので、委員会の開始前までに何とか正しいものに差しかえさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 3番、2回目続いていますから。

3番（伊藤英雄君） わかりました。訂正のほう、よろしくお願いいたします。

次に、特別展示室入場者数と部屋の稼働率、この2点をやっているんだという説明なんだけれども、そうであれば、活動指標の中に利用率も入れていないと、つまり2つ入っていないと指標としては。ところが、指標が入場者数だと。業績評価は稼働率だと。そんなことはないです。だから、両方載っているなら、それは入場者数も稼働率も両方見なきゃいけませんよということになるわけですよ、指標としてあるいは業績評価の。ところが、業績評価じゃ、人数関係ないになっているんだから。だからおかしいわけですよ。入場者数と稼働率両方を見なければいけないと言うんだったら、指標は入場者数だけれども、稼働率が入らなきゃいけないし、業績評価のほうは稼働率しかないから、入場者数が問題なら入場者数入らなければいけない。両方が、指標にも、業績評価にも2つ入るならいいんだけれども、課長が言うように両方見ますよという説明でオーケーなんだけれども、それぞれが1つずつ削っちゃっているんだから、それはやっぱりおかしいと。こうやって、また直せというと大変だから、直さなくてもいいので、これは、次のときには指標として入場者数と稼働率を使うなら、指標にも、業績評価にも、両方に使わないと。指標に使って業績評価に使う……

〔発言する者あり〕

3番（伊藤英雄君） いや、来年からこれは使うでしょう、資料としてはつくるんだろうから、それはやっぱり両方にちゃんと載せてほしいということで答弁をもらいたい。

それから、割引については、特に市長が観光のために認めたということなんです。ただ、ちなみに目的のところでは、下田市の歴史や文化の調査研究、学習活動を通じ、郷土を担う人材を育成するとともに、地域固有の資源を活用して豊かな地域づくりを図るため、下田市外ヶ岡交流拠点施設を設置し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的にする

というので、この目的だけ読んでいくと観光客の入館料を安くするというのはどうなのかなという疑問が全くないわけじゃないんだけど、私の言いたいのは、実は毎月1回、ひよこサロンというものをやっています、毎月借りておるんですよ。しかも、私は、気が小さいもので、おとなしくて物が言えないので泣き寝入りしているんですが、3部屋あるうちの2部屋借りているんですね。そうしたら、子供が大勢来てうるさいので、残る1部屋を貸せることができないから、3部屋全部借りろということで、3部屋全部の部屋代を取られているんですよ。本当にこれはあこぎな、子供のために一生懸命、みんなボランティアが無料でやっているのに、使っていない部屋も、子供がうるさくて貸せられないから金払えって、おとなしいもので、唯々諾々と今払っているんだけど、それもいかなものかと思うけれども、課長、それに対する見解どうですか、ちょっとひど過ぎないかと。それから、福祉事務所長、こういうことが子育てのボランティアへの影響はどうなんだろうと。使っていない部屋の賃料まで払わせるというのは、これに対する見解と、それから市長、観光客への割引があって、子育てボランティア、毎月借りている。財源なくて、ひいひい言っているんですよ。持ち出しも、だから、ぜひこれについても割引をご検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 内容につきましては、今、伊藤議員のご説明でわかりましたので、また担当のほうに聞いて、どういう状況下で使わない部屋まで貸しているとかということ、全く私も知りませんでしたから、また確認して、子育てということは大事だということで、政策の中にもいろいろ生かしてやっていますので、そういう配慮はぜひやりたいなということ、それは指定管理者のほうからそういうふうに言われているということなんですね。

〔「指定管理者のほうですよ」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） 当然そうですね、わかりました。じゃ、担当課の方に命じて、そういう形で調査しながら、いい方向へ 言葉を選ばないと大変なもので、いい方向へ行くように努力させていただきます。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 大変失礼いたしました。私も、その部分は余り存じませんでした。改めてアドミのほうに確認しまして、その辺はいい方向になりますようにいたしますので。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 今の建設中の支援センター、そちらのほうで、もし、ひよこサロンはスポーツセンターのほうでやりながらという方向も検討中です。ですから、もしかすると、あそこでなくて、スポーツセンターの広いところでやって、そういう方向になるかもしれませんが、またその辺は.....

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） それは、ぜひ下げてもらったほうがいいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第78号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

#### 議第79号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第79号 下田市営農業用施設改良事業の土地改良事業計画の概要決定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 下田市営農業用施設改良事業の土地改良事業計画の概要決定についてでございます。

議案件名簿の12ページから15ページをお願いいたします。

下田市営農業用施設改良事業の土地改良事業計画の概要決定についてでございます。

下田市営農業用施設改良事業を施行するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、当該土地改良事業計画の概要について議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、農業用用水の安定供給による生産性の向上と経営の安定化を図るというものでございます。

土地改良法第96条の2第2項とは、土地改良事業を実施するに当たり、静岡県知事と協議し、同意を得るため、事前に議会の議決を経なければならないというものでございます。

土地改良事業計画概要でございます。

目的でございますが、改修計画は、大賀茂川左岸に広がる水田地帯8.3ヘクタールの受益の取水源である吉佐美大堰と取水直下の用水路を改修する計画でございます。吉佐美大堰は、経年劣化による老朽化が著しく、安定的な用水供給が難しく、健全な営農活動に支障を来し



ているためでございます。農業用用水施設の用水安定供給と用水施設の長寿化を目的とした事業を実施し、農業の生産性の向上と経営の安定化を図ることを目的としております。地域の所在は、静岡県下田市吉佐美でございます。

営農の状況につきましては、温暖な気象条件を生かした、水稻を主とした営農を展開しておりますが、施設の老朽化に伴い、安定的な用水供給が厳しく、健全な営農活動に支障を来しております。

基本計画は、経年劣化による老朽化が著しい堰と取水直下の用水路の改修を行い、用水の安定供給を図るものでございます。工事の概要につきましては、頭首工1カ所、用水路は30メートルでございます。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

次に、費用の概算でございます。費用の概算は、工事費が1,825万円、測量試験費が500万円、工事雑費が75万円、小計2,400万円で、事務雑費9万6,000円で、合計が2,409万6,000円となるものでございます。

効用ですが、年総効果額が153万1,000円、年増加農業所得額が181万6,000円となります。総費用につきましては2,183万8,000円、総便益が2,913万9,000円で、総費用便益比が1.33となるものでございます。

次に、条例改正関係等説明資料の21ページをお願いいたします。

工事の内容でございます。上の平面図につきましては、吉佐美大賀茂線の改良前の古い図面でもことに申しわけありません。右側が上流側で、左側が下流側となっております。下の断面図をご覧いただきたいと思っております。左が上流側、右が下流側となります。橋の上流側2.59メートルのところに、長さ2.5メートルのH鋼を河川横断側に9.45メートルを打ち込みます。この矢板より下流側3.84メートル、既設固定堰まで、面積が36平米、コンクリートを打ちます。これが上流の水たたき工事になります。この鋼矢板と上流の水たたきコンクリートが取水の役目をいたします。それと、既設固定堰より下流側に4メートル、面積で36平方メートルを下流側水たたき工として、洗掘防止の目的で施工いたします。

次に、左下の詳細平面図をご覧ください。右側が左岸、左側が右岸となります。左岸鋼矢板終点から1メートルの下流側に、図面右上の取水ゲート、また、取水口と書いてある箇所に600ミリのヒューム管を10メートル、その先を用水路整備としまして、図面右下の500ミリのU型水路を30メートル施工するものでございます。また、左岸橋台上流側より10メートルが天然護岸のため、ブロック積みを施工するものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋誠司君） 市営の土地改良事業というのは、これは土地改良事業というのは、今まで経年とか言いましたけれども、市でやった場合には国・県の補助はあるんですか。あったらどのくらいありますか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 国の補助率が55%で、県の補助率が10%でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 言い忘れたんですけども、市はどれだけ出すんですか。それと、受益者負担というか、受益者は反当2万円ちょっとぐらいかかるということを聞いていますけれども、市はどのぐらいかということと、あと、この間見てきたんですけども、これは頭首工自体を取り替えるわけですか、それとも、そのまま矢板を打って、コンクリを打ってとめるわけですか。というのは、自分が思うには、これだけの65%の費用はありますけれども、床にコンクリを打てばとまるんじゃないかなと思うんです。というのは、自分たちもこういうところで漏ったけれども、川目に全部コンクリを打ったらとまって、今は水漏れなくて使っているんで、その辺はどうかなということです。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 市の持ち出し分が約650万円でございます。また、地元分としまして190万ちょっとのお金となっております。それと、工法的なもので、コンクリを打てばというお話ですが、ここ自体は礫質土というんですか、そういったものが多いものですから、下に浸透して堤の下を透過している状態なものですから、矢板を打って取水するというものでございます。

議長（増田 清君） 11番、3回目です。

11番（土屋誠司君） 礫質土ってよくわからないんですけども、下へ漏るということですか、下に透水していくというか、そう解釈します。それで、言い忘れたんですけども、頭首工が左岸で大雨のときとかの開閉に大変だから、おりるところというのを聞いたんですけども、それはできないということを聞いたんですよ。ステップはつけるけれども、階段はつけないってね。ですけども、ここは現場見てくると、旧道との間がかなりのり面でありますよね。ああいうところに階段をつけるのは可能じゃないかと思うんです、土地があれ

ばね。というのは、前に2級河川を県のとときに河川工事やって、県によりましたら、土地があればそういうものは、ステップを危ないからつけるということになってはいますが、これはつけられないんですか。何かつけられないというようなことを聞いてはいますが、どうなんですか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 階段の件ですが、ご存じのように、ここは2級河川でありまして、2級河川ですと土木事務所のほうの協議となります。ですから、事業採択されまして、それから協議に入りますけれども、当然地元からも階段の要望はありますもので、それを含めて協議していきたいと思っております。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかにございませんか。

13番。

13番（土屋勝利君） この改修に当たって、堰が前にあったわけですよ。これ、いつ頃、堰が設定されていれば、現在こういう状況になったのか。その辺をお聞かせ願いたいと。

それと、今、水路を修繕していくということで、水を入れるということで、下流に当たる農地の面積がどれくらいあるのか。8.3ヘクタールなのか、それとも、全然この部分が、どれくらい農地が利用されるのか。そしてまた、その中に今の農地の荒れているところがあるのかないのか、その辺の関係と、そして、ここに効果として153万1,000円が181万6,000円ということで、約30万ぐらいの効果を上げるというようなことであるけれども、ほかに農業振興に対して、全然そういう効果が上がるようなものがないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思っております。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 堤のできたのが、申しわけありません、資料がありませんものであれですけれども、昭和32年頃ではないかと思っております。

それと、受益面積ですけれども、ここの受益面積が8.3ヘクタールでございます。それと、耕作放棄地につきましては、申しわけありません、これも資料がありませんので、後ほど調べられましたら、委員会までには調査したいと思っております。

それと、効果ですけれども、これの効果といいますのは、堰が使えなくなった場合ということ想定しまして算出してあります。全体的には、もしこの事業をやらなかった場合、水稲の減収が8トン見込まれると想定された金額でございます。

議長（増田 清君） 13番。

13番（土屋勝利君） 農業の事業そのものが大切なことだから、大いに結構だけれども、要するに、8.3ヘクタールの農地を十分に活用するためには、水路を入れて、まず水を入れるところの入り口というのですか、ここを600ミリの管で入れていくということだけれども、実際に、最初のうちは大変水も入るわけですが、どうしても年月が経ってくると、大分入り口のあたりに比較し、また、ごみが入って排水路の活用がなかなか難しくなるという中で、本来ならば、この前にもう少し枠をつけて、ごみよけ、そういうものを設置しておかないと、このまま直接、例えば今までのような形でやっていたら、すぐごみがたまって、突っかかって、水路が活用できない状況になるのは往々あるわけですよ。そのためにも、できたらその前にごみの入らない施設を十分につくって活用しないと、せっかく投資した水路が活用できないようになると思うから、その辺を十分調査した中で今後対応していただきたいというように思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 答弁要りませんか。

13番（土屋勝利君） はい。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 資料15ページですが、そこに総費用が2,183万8,000円ですか、そして備考のところに総便益が2,913万9,000円、こういう付記があるわけですが、その比が1.33であると。これは、左側の数字とあわせて、どういう関係にあるのかということをも1点、ちょっと素人でよくわからないものですから教えていただきたいのが1点であります。

そして、上の段を見ますと費用の概算であります。測量試験費というのが、500万の数字が入っているわけですが、単なる測量で、ここの場所の測量だけで500万というのは大変金額が高いんじゃないかという気がするわけです。試験費も入っていますので、単なる測量費だけでないものなのか、それとも工事費の一定割合が500万になるので、そういう数字の入れ方をしているのかということが2点目の質問であります。

それから、当然先ほど聞かれました、国が55%、県が10%、市が何%かの、数字的には650万ということで、地元の受益者負担が190万ですか、こういうことだということですが、一般的に、そうしますと面積按分が何かになるかと思うんですが、どのぐらいの負担に受益者の個々の人の負担はなるのか。8.3で割ればいいという、2人で割ればいいという

ことになるのかというようなことになろうかと思いますが。

それから、先ほど積算が、全く水が来なくなるというような形で積算をされたと、こういうぐあいと言われておりますが、現状はどういう状態なのか。全く水が田に入らないという、そういうことではないと思うわけですが、どういう現状になっているのかということと、単なる、年数が経ったので壊れてきたのか、それとも台風とか水害があって、だんだん水の取水が困難になってきた、こういう事情にあるのか、これを直してどれだけでもつかうことができますか、ちょっと大きな台風があったらまた壊れるというようなことがないんだろうかという心配がありますので、そこら辺の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） まず、総費用の2,183万8,000円でございますが、ここにおける事業費があります。それが割引率というものがあまして、それを考慮しますと事業費が2,197万8,000円という金額になります。それが、あとそのお金と評価期間、平成62年度までですけれども、その間に費用がかかる分を足しまして、最終的に平成62年度時点における資産価格を引きますと、2,183万8,000円という金額になるものでございます。

それと、総便益でございますが、総便益につきましては、先ほどの総事業費と、年総効果額153万1,000円があるわけですが、これから維持管理費、これが2万6,000円かかるということで、それを62年まで積み上げていった数字が2,913万9,000円という総便益という金額になります。これを、総便益を総費用で割り戻したものが1.33、これは土地改良事業に採択されていただくためには総便益が1.0以上という数字でないと採択されないものでございます。

あと、測量試験費の500万ということでございますが、これは設計量と測量費と地質調査、これはどのぐらいまで浸透するかというような意味合いで地質調査も含まれております。

それと、水路の現況でございますが、一番下流側、国道の下のほうでございますが、そこにつきましては非常に少ない状態で現在使用されております。

あと、台風関係でございますが、とりあえず上流側で、矢板でとめるということをしてしますので、洗掘されるおそれはありませんものですから、かなり丈夫なものができるかと確信しております。

議長（増田 清君） 答弁漏れありますか。

〔「個々の負担」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 個々の負担について質問がございます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 個々の負担につきましては、これは工事費に負担金がかかるものでございまして、工事費が1,825万円でございますので、地元負担金としては191万6,000円かかります。それにこれを、受益面積を割り戻したものでございます。計算はしておりませんが、平米20何円ではなかったかと記憶しております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第79号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、12日、13日は休会とし、14日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を第1委員会室で17時25分から開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 5時15分散会